

令和4年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和4年9月13日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時38分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		4番	成田大介	委員
	5番	坂本崇	委員		6番	齋藤豪	委員
	8番	石山敬	委員		9番	木村隆洋	委員
	10番	千葉浩規	委員		11番	野村太郎	委員
	12番	外崎勝康	委員		13番	尾崎寿一	委員
	15番	松橋武史	委員		16番	今泉昌一	委員
	17番	小田桐慶二	委員		18番	鶴ヶ谷慶市	委員
	19番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○欠席委員（1名）

7番 福士文敏 委員

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	番場邦夫
財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	秋元哲	健康子ども部長	一戸ひとみ
農林部長	中田善大	商工部長	西谷慎吾
観光部長	神雅昭	建設部長	花岡哲
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	菅野昌子

上下水道部長	坂田 一幸	教育部長	成田 正彦
選挙管理委員会事務局長	中村 工	農業委員会事務局長	吉田 秀樹
企画課長	白戸 麻紀子	企画課参事	櫻庭 智之
企画課長補佐	笹田 哲文	法務文書課長	工藤 竜輔
広聴広報課長	菊地 謙太郎	地域医療課長	佐伯 尚幸
健康づくりのまちなか拠点整備推進室長	青山 洋蔵	人事課長	堀川 慎一
防災課長	一戸 拓利	情報システム課長	羽場 隆文
財政課長	今井 郁夫	管財課長	工藤 浩
市民税課長	長内 正彦	資産税課長	石田 剛
収納課長	中田 和人	市民協働課長	高谷 由美子
市民協働課長補佐	村田 善彦	市民課長	尾坂 毅
環境課長	菊池 浩行	福祉総務課長	秋田 美織
障がい福祉課長	成田 亜弘	介護福祉課長	齊藤 隆之
こども家庭課長	蒔苗 元	国保年金課長	葛西 正樹
健康増進課長	山内 恒	農政課長	堀子 義人
りんご課長	澁谷 明伸	農村整備課長	柳田 尚美
産業育成課長	太田 尚亨	観光課長	早坂 謙丞
土木課長	千葉 裕朗	道路維持課長	木村 和彦
地域交通課長	小山内 孝紀	公園緑地課長	土岐 康之
岩木総合支所長	野呂 智子	相馬総合支所長	佐々木 章夫
会計課長	間山 博樹	上下水道部総務課長	田中 知己
学務健康課長	相馬 隆範	生涯学習課長	原 直美
文化財課長	石岡 博之	選挙管理委員会事務局長	村元 広美
農業委員会事務局長次長	佐藤 祝幸		

#### ○出席事務局職員

事務局 長	佐藤 記一	次 長	丸岡 和明
次長 補佐	高屋 憲	主幹兼議事係長	蝦名 良平
総括 主査	成田 敏教	主 査	附田 準悦
主 事	外崎 容史	主 事	田村 宣樹

午前10時00分 開会

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第87号から第100号まで及び

第114号の以上15件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑を願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第87号事件処分の報告及び承認について(事件処分第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

**◎財務部長兼健康こども部理事(森岡 欽吾)**  
議案第87号事件処分の報告及び承認について(事件処分第4号)御説明いたします。

事件処分第4号は、令和4年度弘前市一般会計補正予算(第5号)であり、6月28日、7月5日、8月3日の豪雨により、被災した農地・農業用施設等の災害復旧に要する経費を計上する措置に急を要したため、処分したものであります。その内容は、歳入歳出予算の総額に5230万円を追加し、補正後の額を809億7323万9000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

11款1項災害復旧費1目農業用施設災害復旧対策費の850万円は、農地・農業用施設災害応急対策業務委託料を計上したものであります。

2目農業用施設災害復旧事業費の4030万円は、農地流木等撤去・収集運搬業務委託料、農地・農業用施設災害復旧工事及び原材料費を計上したものであります。

3目林道災害復旧対策費の350万円は、林道災害応急対策業務委託料を計上したものであります。

す。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を14款分担金及び負担金、23款市債にそれぞれ計上したほか、20款財政調整基金繰入金4777万円の追加をもって、全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

**◎委員長(工藤 光志委員)** 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**◎委員長(工藤 光志委員)** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**◎委員長(工藤 光志委員)** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**◎委員長(工藤 光志委員)** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

---

**◎委員長(工藤 光志委員)** 次に、議案第88号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

**◎財務部長兼健康こども部理事(森岡 欽吾)**  
議案第88号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に18億5122万円を追加するほか、継続費の補正、繰越明許費の

設定並びに債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、私立保育所等整備事業費補助金に係る変更1件であります。

繰越明許費は、弥生学園非常用自家発電機更新工事などに係る設定3件であります。

債務負担行為の補正は、弥生学園非常用自家発電機借上料に係る追加1件であります。

地方債の補正は、弥生学園整備事業に係る追加1件及び私立保育所等整備事業などに係る変更3件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の10億2484万8000円は、令和3年度決算における実質収支の確定に伴い、財政調整基金積立金及び市債管理基金積立金を追加するものであります。

4目企画費の443万3000円は、食で応援！学生支援業務委託料を計上するものであります。

11目諸費の8217万7000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の2345万1000円は、戸籍システム改修業務委託料を追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の1億円は、地域福祉基金積立金を追加するものであります。

13ページを御覧ください。

2目心身障害者福祉費の541万8000円は、障害者自立支援システム改修委託料を計上するものであります。

3目老人福祉費の114万9000円は、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の2億1022万2000円は、令和5年4月からの子供医療費完全

無償化に係る準備経費などを計上するほか、私立保育所等整備事業費補助金及び子ども未来基金積立金を追加するものであります。

2目児童運営費の5億4750万円は、青森県子育て世帯臨時特別給付金を計上するものであります。

14ページを御覧ください。

4目児童福祉施設費の2380万6000円は、児童館、児童センター等職員の処遇改善に係る各施設の指定管理料を追加するほか、弥生学園非常用自家発電機更新に係る経費を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費5目病院及び診療所費の3億5886万9000円の減額は、病院事業清算費特別会計繰出金を減額するものであります。

15ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の315万円は、国の農地情報収集等業務効率化事業に係る経費を計上するものであります。

3目農業振興費の500万円は、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金を追加するものであります。

5目米生産調整推進対策費の165万円は、経営所得安定対策等推進事業費補助金を追加するものであります。

6目農地費の250万円は、新法寺温水溜池安全施設整備工事を計上するものであります。

7款1項商工費2目商工振興費は、財源調整であります。

3目観光費の1716万9000円は、弘前城菊と紅葉まつり運営委員会負担金及び弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

2項公園費4目弘前公園整備費の361万9000円は、弘前城重要文化財保存修理事業に係る設計等業務委託料を追加するものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の53万9000円は、除雪作業中の自動車接触事故に係る賠償金を計上するものであります。

4項都市計画費6目交通政策費の1億1861万円は、路線バス維持特別対策事業費補助金及び弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の272万6000円は、二十歳の祭典事業に係る経費を追加するものであります。

5項保健体育費5目学校給食材料費の3212万2000円は、物価高騰に伴う賄い材料費の増額分に係る経費を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、7ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金、22款諸収入及び23款市債にそれぞれ計上するとともに、21款繰越金の追加並びに23款の臨時財政対策債の減額を行うほか、12款地方交付税1億7358万円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎10番（千葉 浩規委員） おはようございます。四つあります。

12ページ、2款1項4目の食で応援！学生支援業務委託料についてです。前回は、たしかアップパイではなかったかなと思うのですが、そういうことも含めて事業概要と、あと今の学生の状況、あと提供物はどういう判断の下にその提供物になったのかという答弁をまずお願いします。

二つ目が、同じく12ページの2款3項1目、戸籍システム改修業務委託料追加についてです。戸

籍システムというのはどういうものなのかということと、あと今回、この改修によって期待される効果はどのようなものなのか答弁をお願いします。

三つ目は、13ページの3款2項1目の青森県子育て世帯臨時特別給付金についてです。事業概要もあるのですが、所得制限があるのか、あと生活保護世帯も含まれるのかということ、あとは支給見込数と手続の方法、あとは、たしかこの予算は、県の6月補正予算に計上されていたのではないのかなと思うのですが、これがなぜ今のこの時期にずれ込んでしまったのかということについてです。多くのお子さんを持つ御家庭からは、6月にもう明らかになっていたので、10月にずれ込んでしまうということについて大変残念な思いをされているという声も届いているところです。そういうこともありますので、何でこの10月にまでずれ込んだのかということについての答弁をお願いします。

四つ目が、14ページの3款2項4目の各児童館、児童センター指定管理料追加についてです。市として、ここに勤務している職員の皆さんの人件費や処遇等についてどのように認識しているのかということ、あと財源について、あと確実に職員の方々に支給されるのかということについて、まず答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、食で応援！学生支援業務委託料についてです。事業の概要ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くとともに、原油価格、それから物価高騰といったものが複合的に影響を及ぼしております。学生は、学内でのアルバイトの制限による収入の減少や日用品の高騰による支出の増加など、経済的な影響を受けている学生も多いということで、今回は県産米や麺類といった主食のほかにレトルトカレーなど、地元産品を中心とした食料品を6

品から7品程度をパッケージとして配付することを考えております。

対象者につきましては、市内の大学と専門学校に在籍している一人暮らしをしている学生、それから授業料の免除・減額の適用を受けている学生を想定しております。該当数が約6,700人となるのですけれども、弘前大学については、ほかの包括連携協定を締結している17市町村のほうからの支援もあることから、弘前大学については大学が指定する300名、合計で約1,400名分を用意するものです。

そして、学生の状況ということで、当課において様々な事業、大学と関わる事業がありますけれども、この中で大学の事務局や職員、学生などに状況を伺っているほか、改めて7月に各大学に聞き取り調査をしております。調査の中では、大学によっては夜間のアルバイトですとか、飲食を伴うアルバイトを禁止している状況が続いていることが明らかとなったほか、やはり物価の高騰ということで、経済的に余裕のない生活をしている学生が一定数いるものと捉えております。

◎市民課長（尾坂 毅） 私からは、戸籍システム改修の内容とその効果について御説明いたします。

当市の戸籍システムは、紙で保管されていた戸籍簿をスキャナーで読み取り電子化することで、平成19年12月から戸籍システムとして稼働しているものでございます。

今回の改修は、戸籍システムから戸籍事務内連携サーバーを経由して、国のシステムへ情報を提供することができるようにするための連携設定作業となっております。

今回の改修によりまして、現在、戸籍謄本等の戸籍証明書の発行は本籍地に限られておりますが、令和6年度からは、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書の発行が可能となる予定と

なっております。

また、現在、婚姻届など戸籍届出の手続の際に戸籍証明書の添付が必要な場合がありますが、今後は不要となる予定となっております。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） それでは、私のほうから青森県子育て世帯臨時特別給付金について御説明申し上げます。

まず、所得制限ということにつきましてですけれども、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰に直面する子育て世帯の生活支援のため県が独自に行うもので、申請の受付や支給事務について市町村で実施するということになってございます。

この給付対象なのですが、ゼロ歳から18歳までの子供を養育する所得制限の要件を満たす世帯となっております。この所得制限につきましては、児童手当の所得制限限度額を要件としていることから、この基準を超える所得がある世帯は対象外となります。

続けて、生活保護受給者は含まれるのかということですが、本給付金は児童手当の所得制限限度額を要件にしてございますので、こうした支給要件を満たしていれば、生活保護受給者につきましても支給の対象者となります。

支給の見込み人数につきましては、児童数におきましては約2万1900人、世帯数におきましては約1万4000世帯を見込んでございます。

申請手続の方法ですが、給付対象者のうち、9月分の児童手当受給者につきましては申請が不要となりまして、手当を受給している口座にこちらのほうから支給する予定でございます。このほか高校生年代のみを養育する方、公務員の方につきましては申請が必要となります。申請が必要な方に対しましては、10月下旬までには勧奨通知のほうを送付する予定としているほか、市のホームページや広報誌等で申請漏れがないように

しっかり周知を図ってまいりたいと思っております。

最後、県の補正が6月ということでしたが、本事業につきましては、去る6月17日に閉会しました第310回青森県議会定例会において補正予算案として可決されましたが、その実施についての正式な県からの通知が発出されたのが7月20日でした。本給付金の支給対象を確認すると、9月分の児童手当受給者等ということになっていましたので、そういったところを踏まえ、本市としては本定例会の補正予算案となったものでございます。

続けて、指定管理料の追加ということでございます。賃金の認識ということでございますけれども、今回の指定管理料追加につきましては、10月以降の児童館及び児童センター職員の収入を引き上げる処遇改善臨時特例事業として必要な費用を計上したものでございますけれども、職員1人当たりの処遇改善としましては、収入の3%程度として1か月当たり9,000円と法定福利費として2,000円を合わせた合計1万1000円としてございます。この金額なのですが、国の通知に基づくものでございます。この改善額につきましては、国のほうでは、職員の経験年数等に応じた配分が可能ということになっておりまして、実際の支給につきましては、こうした取扱いを踏まえ、職員が所属する法人の給与規定に基づきまして適切に支給されているものと考えてございます。

財源につきましては、今回の処遇改善における財源につきましては、現在のところ全て一般財源として対応してございますが、補正予算案に計上しました613万8000円のうち、児童館や児童センターで時間を延長して児童を預かる児童クラブ事業に従事する職員に係る費用、こちらが132万円となるのですが、こちらにつき

ましては、今後国や県から費用の一部補助が見込まれておりまして、補助要綱が確定次第、財源調整を行う予定としてございます。

それで、確実に職員に支給されるのかということでございますけれども、この処遇改善臨時特例事業につきましては、現在も実施されておりまして、本年4月から9月分の支給につきましては、来月10月に実績報告書を提出してもらうこととしております。今回の補正につきましては、現在のところ国から通知は来てございませんが、これまでと同様に実績報告書などで支給状況を確認できるものと考えてございます。

◎10番(千葉 浩規委員) それでは、二つ再質疑させていただきます。

一つは、食で応援！学生支援業務委託料についてですけれども、一人暮らしとかという形で1,400人が対象ということなのですが、どのような方法で配付するのかなということ。学園に人がいっぱいいますので、人を見ても一人暮らしかどうか分からないと思うのですが、一体どうやって配付するのかなということ。

二つ目は、戸籍システム改修業務委託料追加についてです。大変便利になるのだと思うわけですが、ただ被相続人について見てみると、生まれた年が古ければ古いほど、昔の改製原戸籍というのを集めなければならないと言われていたのですが、この古い戸籍というのは明治とか大正とか昭和初期とか、そういう手書きの戸籍なのだろうと思うのですが、こういうものも全部このシステムで集めることができるのかなのかお答えをお願いします。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 学生への配付方法ですけれども、まず弘前大学においては11月上旬に包括連携協定を結ぶ17市町村による配付イベントを実施します。その中で、事前に大学側から配付された整理券を持つ学生に対して配付すること

としております。

弘前大学以外の大学や専門学校の方については、各校の事務局と日程調整等を行いまして、また対象者に提供物が行き渡るようにこちらも調整いたしまして、10月上旬から順次配布する予定としております。

◎市民課長（尾坂 毅） 古い戸籍も本籍地以外で取れるのかという御質疑だと思いますが、現在、当市で保管してある紙の戸籍は、生年月日の不整合等がちょっとございまして、電子化がされていない11件があるのですけれども、それ以外は全て電子化されております。ですので、電子化されている戸籍につきましては、全て本籍地以外の市区町村で発行することが可能であるということでございます。

◎9番（木村 隆洋委員） 4款1項5目、14ページ、病院事業清算費特別会計繰出金の減額についてお伺いいたします。

今回、約3億5800万円余りの大きな減額となっておりますが、その要因についてお伺いいたします。

次、7款1項3目、15ページ、弘前城菊と紅葉まつり運営委員会負担金追加、同じく弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金追加についてお伺いいたします。今回、この負担金追加の要因についてお尋ねいたします。

17ページ、10款4項1目、二十歳の祭典関係業務委託料追加について、今回、この追加の要因についてもお伺いいたします。

◎地域医療課長（佐伯 尚幸） 私からは、病院事業清算費特別会計繰出金の減額についてお答えいたします。

令和3年度末での市立病院の閉院に伴いまして、公営企業会計であります病院事業会計を廃止し、その清算事務につきましては、令和4年度病院事業清算費特別会計に引き継いでいるところで

あります。

このたびの予算の補正は、令和3年度病院事業会計の決算に伴いまして、令和4年度病院事業清算費特別会計への繰出金を減額しようというものであります。内容は、議案第92号にもあります病院事業清算費特別会計補正予算(第1号)と連動しておりますが、主なものといたしましては、令和3年度病院事業会計の決算における剰余金2億6255万5000円の令和4年度病院事業清算費特別会計への繰入れと、決算において確定しました3月までに請求されました未払金が、当初見込みより9586万9000円ほど減少したことによるものでございます。

◎観光課長（早坂 謙丞） 弘前城菊と紅葉まつり及び弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金追加について、その要因についてお答えいたします。

まず、まつりの開催に当たりましては、県で策定しておりますイベント開催制限の考え方に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じてまつりを開催しており、コロナの状況によりガイドラインの修正や対策の変更等もあることを考慮して、当初予算ではなく、その時々でガイドラインに沿った対応に要する経費を補正しているものであります。このことから、弘前城菊と紅葉まつりの負担金の追加につきましては、コロナ対策経費を補正するもので、具体的には入園受付の設置や会場内の共有スペースの消毒等に係る人員の配置や消毒液、消耗品の購入、さらには注意喚起の看板設置や周知宣伝等の経費に787万円、来園者の分散を図るとともにまつりの魅力を高めるためのフラワーアートの分散展示に200万円、公園内の周遊の導線確保して人の分散を図りながら紅葉のライトアップ演出を図るための経費として300万円の計1287万円となっております。

また、弘前城雪燈籠まつりの負担金の追加につ



きましても、菊と紅葉まつり同様、コロナの対策経費として受付の設置に係る人員の配置ですとか、消耗品等の購入、看板設置等の経費として429万9000円を補正するものでございます。

◎生涯学習課長（原 直美） 二十歳の祭典開催業務委託料の追加についてお答えいたします。

こちらにつきましては、二十歳の祭典を開催するに当たって実施する新型コロナウイルス感染予防対策のため、ホームページからの事前申込制を導入することや、会場間のライブ配信を実施することなどに関する業務委託料を計上したものでございます。

◎9番（木村 隆洋委員） 病院事業清算費特別会計繰出金減額について、令和3年度の決算の確定で、今回こういう額になったとっております。今後の市立病院の閉鎖にかかっていく残債の処理等とか、そういった見込みについてどうなっているのかお伺いいたします。

弘前城菊と紅葉まつり運営委員会負担金、併せて弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金について、今回、柔軟性を持つために、その都度コロナ対策のガイドラインに沿ってということで、今回補正を持ったという御答弁でありました。今回、この秋冬の観光を考えたときに、この菊と紅葉まつり、また雪燈籠まつりというのは非常に重要だと思っております。

先般、8月27日、28日に行われた弘前ねぶた300年祭も非常にたくさんの人も訪れて、非常に皆さんにとってもよかったという意見も伺っております。また今週末、9月17日からはれんが倉庫美術館でも奈良美智さんの展覧会も始まります。そういった意味では、この菊と紅葉まつり、雪燈籠まつり自体を秋冬の観光に、これまでもやっていますけれども、こういう、奈良さんとか、いろいろな形でこの二つのまつりをどうしていくかというのが非常に大事だと思っておりますが、その点に

関して市の見解をお尋ねいたします。

二十歳の祭典の関係業務委託料について、こちらのほうもコロナ対策というお話でした。今年の1月に行われた令和3年度の二十歳の祭典、この祭典そのものではないとは思いますが、祭典後のいわゆる懇親会、単純に言えば飲み会、その場で感染の拡大の傾向が見られたと。これは、県の大西コーディネーターが記者会見でおっしゃっております。そういった意味では、この祭典そのものというよりも、その後の懇親会の対策という、なかなか難しいとは思いますが、それが必要と考えますが、それについて見解をお伺いいたします。

◎地域医療課長（佐伯 尚幸） 市立病院の閉院、それから事業会計の廃止に伴います残された債務、残債の処理についての見込みということでございますが、大きく二つ負債が残っております、まず一つは、病院事業会計における未払い金は1億459万7000円ほどありましたが、令和4年度病院事業清算費特別会計において既に支出済みとなっております。あともう一つは、企業債の残債でございます。これは元利を合わせまして10億3000万円ほどございまして、令和15年度までの償還予定となっております。これにつきましては、令和4年度中は病院事業清算費特別会計より償還することとしておりまして、令和5年度から令和15年度までは、一般会計により償還表どおり償還計画に沿って償還していく予定となっております。

このほか、市立病院が今回閉院となったということで、職員が国立病院機構のほうに移行されたわけですが、基本協定、それから覚書で締結した内容としまして、退職手当の負担分とか、処遇改善に係る負担もございまして、退職手当につきましては、現時点の試算では令和34年まで、退職する方がそこで定年を迎える方がいらっしゃるという見込みでして、総額で5億400万円ほどを

負担する可能性があるとして見えております。また、移行したときの処遇の改善分としての負担金につきましては、今現在、精査中ではございますけれども、およそ7500万円程度ではないかと。それを令和4年度から令和13年度までの10年間に分割して支払うということにしております。

◎観光課長（早坂 謙丞） 秋冬の観光についてでございます。

当市におきましては、コロナ前から秋冬の観光に課題があることから、誘客のための様々な取組を行ってきたところでございます。例えば、秋の弘前城菊と紅葉まつりにつきましては、フラワーアートなどの装飾や夜間における秋の弘前公園の魅力を演出するためプロジェクションマッピングを行っているほか、冬におきましても雪燈籠まつりを中心に弘前公園のお堀を桜色にライトアップする冬に咲くさくらライトアップ事業など魅力づくりに努めており、今年度におきましても、まつりの拡充やナイトコンテンツの充実を図りながら、滞在時間や観光消費額の増加などにつなげてまいりたいと考えてございます。

また、G o T o トラベルに代わる全国旅行支援事業が早ければ今月から開始する方向で検討しているというような報道がなされておりますことから、コロナ禍における国や県の施策にも注視しながら、事業の検討や当市の観光PRなどにも努めてまいりたいと考えております。

それから、委員のほうからお話が出たれんが倉庫との連携ということでございますが、多くの県内外からの誘客が期待されることから、例えば連動した回遊性のある街歩きなどが可能で、特に秋は、りんご収穫祭りりんご公園で開催されることなどからも、より連動性のある事業展開が可能であるものと考えておまして、現在、担当者間で検討しているところでございます。

来週、菊と紅葉まつりの実務者の会議が開催さ

れる予定で、そこで正式に決定する予定となっておりますので、決まりましたら広く周知、PRしてまいりたいと考えてございます。

◎生涯学習課長（原 直美） 二十歳の祭典の感染防止対策の周知についてでございます。

令和3年度においても、飲食の場面における注意チラシの配付や事前のメール、会場での呼びかけのほうで周知を図ってまいりましたけれども、令和4年度についても、国や県の感染防止対策の動きを注視しながら、事前申込制度を取りまして、参加申込者に対しての周知に努めてまいりたいと考えております。

◎9番（木村 隆洋委員） 菊と紅葉まつり、雪燈籠まつりの部分についてであります。

今、課長からもれんが倉庫と連携も考えていくというお話もありました。先般の報道等によれば、弘前でもねぶた村等で訪日外国人の受入れを再開したという報道もされております。入国制限も2万人から5万人に緩和と。円安傾向も続くということで、ビザの発給とかいろいろ要件はあるとは思いますが、ひょっとしたら思ったよりも早くインバウンド需要が高まることも想定されると思っております。そういった意味では、これまでの経験値も含めて、ぜひこの秋冬の部分観光にも、どうしてもちょっと弘前が弱いという部分も含めて、ぜひいろいろなアイデアを出していただければと思います。

二十歳の祭典のところですが、やはり今年、令和3年度の二十歳の祭典の懇親会で、終わった後の飲み会で感染拡大した部分というのは否めない部分だと思います。強制力を持って行うことはできないというのは十分分かっているのですが、来年の1月にどういう感染状況になるかというのは、多分、誰も分からない状況だと思います。その時々感染状況に合わせて、なるべくできる対策を全て講じていただきたいとお願いして終わり

ます。

◎23番（越 明男委員） 3点ほど伺いたします。

16ページ、7款2項4目弘前公園整備費であります。これは何の追加なのか。追加要因と同時に、今全体として、今の段階として弘前公園の整備というのは、本丸等々を含めて全体としてはどのような状況にあるというふうな認識でありますか。ちょっと見解をお示し願いたいと思います。

次、同じく16ページ、8款4項6目交通政策費、これ銘柄が提案が二つほどございますのですが、まず最初に国県支出金853万円とあります。これは、どういう性格の補助金ですか。それから、この補助金は、毎年随所に行われる補助金なのか。それとも、今の時期に、今の局面において補助金が発生したということでしょうか。説明願います。

それから次に、1億1000万円ほど路線バスの維持の補助金、これはどういう性格のものかということと、あと当市以外の関連の市町村、あるいは県の段階においての支出などがあれば、関連づけてちょっと説明願いたいと。

最後3点目、17ページ、10款5項5目学校給食材料費、これちょっと視点として二つほどお願いしたいのですが、国県支出金が3100万円ほどございます。国県支出金というと、これはコロナ、物価高等と関連しますか。どういう性格の支出金なのかということと、それからもう一つ、事業費が今3200万円ほど計上になるわけですが、子供たちというか、給食を受益している子供たちの給食費に対する影響がもしございましたら、どういう影響があるのかというあたりで、二つほどお知らせください。

◎公園緑地課長（土岐 康之） ただいま御質疑がありました、まず弘前城重要文化財保存修理事業の追加につきまして御説明いたします。

こちら、追加になった理由ですけれども、令和5年度に二の丸東門及び三の丸東門の保存修理工事に係る実施設計を計画しております。その中で、文化庁の指導によりまして、燃料費や資材費の高騰の影響に考慮して、実施設計業務委託料に関してより精度の高い積算が求められることとなったため、補正予算で設計等業務委託料を追加し、基本設計業務を実施することになったものであります。

あと、ただいまの事業も含めまして弘前公園の整備というところの考えですけれども、御存じのとおり、ただいま石垣の修理をしまして、天守のほうを引き戻すのに合わせて、今回、この重要文化財、弘前公園の中には、天守をはじめとしまして、こちらの城門、あとやぐらなど、八つの重要文化財がございますので、その重要文化財を戻ってきた天守も含めて、長く保存して後世に受け継いでいくために、ただいまのような重要文化財の保存事業も同時に行っているところです。

あと、今年度は、今ちょうど9月15日から本格的に工事を始める予定ですが、園内の橋のほうも整備、保存修理といいますか、更新の工事をしております。園内に八つの橋があるのですが、令和2年度に三つの橋の更新工事をやっておりますけれども、残りの橋も全て更新します。あと、トイレも含めまして、そちらのほうも古いものから、老朽化が激しいものから整備していくということで、やはり弘前公園は、重要文化財をはじめとしまして、観光の拠点でもありますので、観光客の皆様、市民の皆様に末永く楽しんでいただいて、それを末永く受け継いでいくために同時に整備を進めていきたいと考えております。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） まず、853万円の性格ということでございますが、こちらのほうは弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費

補助金ということで、このたび補正予算として計上しております事業費853万円の財源として充てているものでございますけれども、こちらの財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今回の事業のためにあてがっているということで、これから随時行われていくというのではないということで、取り扱っていただければと思っております。

また、1億1000万円の路線バス維持特別対策事業費補助金でございます。こちらは、市内を走る路線バスのうち、国庫補助対象外の路線バスについて、欠損額については路線バス運行費補助金で対応しているところでございますけれども、路線バスのほうは、令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、利用者の激減、この回復というのがなかなかできない状況にあるということもございまして、また、燃油価格高騰の影響もあるということもございまして、運行欠損額が2億8208万円の見込みになっているということもございまして、運行費補助金の1億7200万円の差額に当たります1億1008万円をこのたび補助するものでございます。

それから、当市以外の市町村、それから県の状況でございますけれども、県におきましては、県内を運行する国庫補助対象路線につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の減収分については対応していくというふうなことで伺っております。

また、他市町村におきましては、昨年度までもそうですけれども、新型コロナウイルス感染症の特別対策という支援ではなく、通常の路線バスの運行欠損額の補助の取扱いで今後対応していくというふうなことで伺っております。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 1点目の国の支出金についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設

されました、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用するものでございます。

2点目の御質疑の子供たちの給食費への影響についてでございます。物価高騰見込額を試算した結果、1食当たり30円の増額が必要となりますが、これにつきましては、保護者の負担を増やすことなく実施したいと考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第114号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第8号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾） 議案第114号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に19億7346万4000円を追加し、補正後の額を854億457万4000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方

債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、営農継続緊急対策事業費補助金に係る追加1件であります。

債務負担行為の補正は、令和4年度大雨災害資金利子助成金に係る追加1件であります。

地方債の補正は、公園災害復旧事業などに係る追加2件及び農業用施設災害復旧事業などに係る変更3件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の2億2132万7000円は、8月3日及び9日からの大雨に係る被災農家への支援として被災農家雇用緊急支援事業に係る経費のほか、営農継続緊急対策事業費補助金及び大雨災害資金利子助成金を計上するものであります。

11ページにかけての11款1項災害復旧費は、災害復旧に係る経費を計上しており、2目農業用施設災害復旧事業費として12億8783万円、3目林道災害復旧対策費として250万円、4目林道災害復旧事業費として9400万円、6目土木施設災害復旧事業費として3億6000万円、8目公園災害復旧事業費として600万円、9目社会教育施設災害復旧事業費として180万7000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金及び23款市債にそれぞれ計上するほか、20款財政調整基金繰入金4億1184万6000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（木村 隆洋委員） 10ページ、6款1項

3目の報酬及び共済費の部分についてお伺いいたします。

議会運営委員会で配付された資料を拝見すれば、この報酬及び共済費の980万円余りに関しては、会計年度任用職員として10人を雇用するというのがうたわれております。具体的にどのような課でこういった仕事内容をいつまでの雇用を考えているのかお伺いいたします。

同じく10ページ、6款1項3目、被災農家雇用緊急支援業務委託料についてお伺いいたします。この事業の具体的な事業内容についてお尋ねいたします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） ただいまの木村委員の御質疑についてお答えいたします。

どちらの事業につきましても、今回の8月の大雨によって被災された方々の雇用の機会を創出して生活の安定につなげていくことを目的に取り組むものでございます。

まず、一つ目の会計年度任用職員のほうにつきまして、雇用先となる課、あとどのような仕事かにつきましては、現段階で具体的にどこということとはございません。一方でこれから募集して、その応募された方が、例えば事務作業を希望されるかとか、あと外での作業的なお仕事を希望されるか、そういうことをヒアリングした上で、人事部局と協議して、配属先等を決定してまいりたいと思っております。

雇用期間につきましては、10月から順次雇用を開始していきまして3月までと考えておりますが、例えば、11月まではどちらかの畑でお手伝いされた方が12月からとか、そういう運用も柔軟に対応してまいりたいと思っております。

あと、もう一つの雇用緊急支援事業業務委託料のほうにつきましては、こちらは被災された農家が、例えば農業現場で、今回の泥の除去であったり、あとは農道に敷いてあった砂利をまた敷くと

か、そういう部分で就労していただいて、雇用機会の創出と現場の復旧という部分で、両面に取り組むことを目的にするものでございます。

◎9番（木村 隆洋委員） 会計年度任用職員の部分に関しては、これから具体的な制度設計ということで、今、課長のお話だと十二分に柔軟に対応していくというお話でありました。私たちに配付された資料の中では、この会計年度任用職員を10人ということで、今回980万円余りの予算を盛っております。10人以上の募集があった場合というのは、どのように想定しているのかお伺いたします。

あと、被災農家雇用緊急支援事業業務委託料について、先ほど具体的な事業内容を伺ったのですが、恐らく企業に雇用してもらうという形になるので、さっきの課長の答弁だと、泥の撤去とか砂利を敷くとかという業種だけなのか、どういう業種を想定しているのか、その民間企業をお尋ねいたします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） まず、会計年度任用職員のほうにつきましては、平成25年度にも同じ対応を行っておりまして、そのときには8人の方が市役所で雇用されております。今回、それを参考に10人と予算を見積もりましたが、それ以上の応募があった場合でも、既決予算または補正予算等で、人事部局、財政部局と協議しながら、希望される方をできるだけ雇用されるようにそこは対応してまいりたいと思っております。

二つ目の業務委託のほうにつきましては、まず地域の方々に対して、このような仕事で従事される方はいらっしゃいませんかということで募集します。その募集された方を作業員として請け負ってくれる業者を競争入札によって、建設会社になるかと思うのですが、入札によってこれから決めていきたいと思っております。

◎9番（木村 隆洋委員） 被災された農家に

とっては、非常に、少しでも糧といただけますか、今年度のりんご生産がほとんど見込めない中で、少しでも生活の糧があるというのは非常にありがたいことだとも思っております。ぜひ柔軟性を持って対応していただければと思います。

最後に、このりんご園地の被災という部分に関連して、全協等でもりんご園地の被災額が7億円とかというお話がありました。あれからも期間がたっていますので、現時点でのりんご園地の被災額、市で分かっているものがあればお知らせください。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 8月25日の議員全員協議会の段階では速報値として御説明させていただきましたが、現段階で把握している確定値を御説明させていただきます。

速報値では、浸水面積が301.2ヘクタールで、そのうち樹冠まで冠水した面積が272.3ヘクタール、そして被害額を約7億5000万円と御説明させていただきましたが、確定値では、被害面積が303.7ヘクタール、このうち樹冠浸水が276.1ヘクタール、加えて河川の氾濫による樹体損傷が588本、あと土砂流入による樹体損傷が0.11ヘクタールということで、これらを全てトータルいたしました被害額といたしましては、8億2560万円となっております。こちらにつきましては、速報値で御説明させていただいた後に、やはり農家からの声であったり、あと被害証明書を取りに来ていただいた方々の声を聞いて、現場確認をして、最終の確定値としております。

◎10番（千葉 浩規委員） 私は、10ページの6款1項3目、営農継続緊急対策事業費補助金について質疑します。

まず、私たち議員のところに資料が配付されているのですが、そこに①から⑥の各事業が掲載されているわけですが、その事業規模、この予算額についてまず答弁をお願いします。

もう一つが、その予算の説明書の中に、条件が様々書かれているわけですが、対象となる3割以上の樹冠浸水が確認された面積はいかほどなのかということ。もう一つ、これも条件にあるのですけれども、被害を受けた生産者の収入保険、共済の加入状況はどうか、答弁をまずお願いします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 営農継続緊急対策事業費補助金、まず、こちらの予算額につきまして、今回、6項目の支援内容を設定しておりますが、予算はそれぞれで計上はしておりませんが、この全て6項目をトータルで1億7689万円と計上してございます。

それぞれの内容につきまして簡単に御説明しますが、まず一つ目の病虫害発生・まん延防止支援につきましては、今年度の薬剤の、今年産の果樹の防除に係る薬剤費、あと落下果実の腐食の促進のために10アール当たり5万円を上限に交付するものでございます。

あとは、二つ目の再生産資材購入支援につきましては、例えば浸水等で支柱が流れたとか、野菜の畑でもビニールハウスの資材が流れたという被害がございました。そういう部分につきまして10アール当たり1万円で補助金を交付することとしております。

三つ目は、浸水農業用機械修繕等支援ということでございますが、こちらも同様に農業用機械、例えば草刈り機が浸水して壊れたという現場の声も聞いておりますので、そういう部分の修繕費。もしその修繕が不可能な場合につきましては購入費、上限10万円としておりますが、3分の1を補助することとしております。

あと、補植支援でございますが、やはり先ほど被害額のほうで五百数本ということでお答えさせていただきましたが、畑の中の浸水によって倒木した木があります。ですので、そういう園地の

中全てが倒れたわけではなくて、部分的に倒れた木に関しまして補植する部分ということで、支柱代も込みで1本当たり1,500円を支援することとしております。

続きまして、5番の排水・泥のすき込み支援でございます。こちらにつきましては、被災園地で、場所によっては消防車両等が来て排水した箇所もあったのですが、消防車両はやはりどうしても台数に限りがありまして、独自に排水ポンプを借り上げている方とかがいらっしゃいました。そういう方に対して、排水ポンプの借り上げ費用を補助するほか、あと園地内に入った泥、あとは落下果実、それを畑内ですき込むための機械・器具の借り上げなどを補助するもので、補助率2分の1で、上限額といたしましては1日当たり2,000円と見込んでございます。

そして、六つ目が農地の取得支援でございます。こちらは災害のリスクを回避してもらうために、岩木川、平川の流域以外に農地の取得を支援するための補助制度でございまして、補助率10分の2、上限を10アール当たり13万円としてございます。こちらにつきまして、収入保険・果樹共済の加入という部分を条件としておりますが、それ以外の条件といたしましては、例えば被害を受けた箇所が3反歩でしたと。ただ、これが新しい園地を5反歩見つけたとしても、やはりこの補助対象とするのは3反歩にするとかという条件をこれから整理することとしております。

対象となる3割以上の樹冠浸水の面積ですが、246.1ヘクタールで全体の9割でございます。

そして、最後です。果樹共済の加入状況でございますが、果樹共済、収入保険合わせて、約70名の方が加入しているということで共済のほうから確認しております。

◎10番（千葉 浩規委員） 私はりんご農家で

もないので、なかなかよく分からないところがあるので、単純なことかもしれませんが質疑をさせていただきます。

病虫害発生・まん延防止支援についてなのですが、この被害を受けた樹体においては、今後どのような病害が考えられるのかということと、交付額は10アール当たり5万円ということなのですが、この必要とされる薬剤は、いかほどだろうかと。それに対してどのような支援になるのかという点です。

さらに農地の取得支援について、補助率が10分の2ということになったのですが、この10分の2になった理由。あと農地の価格というのはいかほどなのかという点です。

あと、三つ目は、補植支援について、土地を購入した場合、移転した農地で必要になる苗木も今回のこの支援の対象になるのかということ。あと、苗木から実際に収穫できるまでいかほどかかるのかということで答弁をお願いします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 被害を受けた樹体でどのような病害が考えられるのかということでございますが、被災のあった直後は、農協等もモモシンクイガ、褐斑病等の発生が懸念されるということで、落果した後でも防除をするようにということとは指導いただいていたようです。現段階といたしましては、全て今年産の防除暦の防除が終わっておりますが、今後、そのまま放置した場合、すす病の発生も懸念されるということで、今月中に特別散布を行うようにということで営農指導を行っているということを伺っております。

また、必要な薬剤、どの程度の支援になるのかということでございますが、県が発行しております主要作物の技術・経営指導というものがございまして……指標、申し訳ありません、経営指標でございまして、10アール当たりの薬剤費が年間5万9959円と、10アール当たりですけれども、これ

に対しまして補助金5万円を交付させていただきますので、8割以上を賄うことができるのではないかと考えております。

続きまして、農地の取得支援のほうにつきまして、10分の2の理由でございまして、こちらは他自治体の農地取得の支援の事例を参考に10分の2と設定いたしました。あと、価格につきましては、やはりその所有者、あとは当事者間の個々の契約に基づくものですので、具体的な数値というものはこちらでは確認をしておりますが、予算額の積算に当たっては、青森県農業会議が行っております平成3年田畑の売買価格等に関する調査の結果によりまして……失礼しました、令和3年の調査につきまして、当市におけるりんご園の自作地売買価格が10アール当たり64万7000円であったことから、これを参考としたものでございます。

土地を購入した場合にその園地で必要になる苗木の費用も対象になるのかということでございますが、この補植の支援につきましては、被害に遭った土地の部分的な補植を支援するものでございまして、新たな土地での改植・新植につきましては、この支援の対象外といたします。新たな土地での改植・新植につきましては、国の改植支援、また市の改植支援が別メニューでありますので、そちらを活用していただくこととしております。

あと、苗木を植えてからどのぐらいで収穫できるのかという部分でございまして、りんご協会が出しておりますりんご生産指導要綱によりまして、普通台、マルバは植栽から4年目から、わい化は3年目から収穫できるということでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 私としては、市はかなり頑張っているなど思うのですが、そこを前提としての質疑なのですが、一般質問でも



紹介したのですが、大川地区の生産者の皆さんからは、国が園地を、りんご樹を買い上げて、代替園地へ移転したいという声が寄せられているわけです。これについては、答弁では国との関係ということでしたのだけれども、でもやはり安全な場所に移ってりんごを続けたいという生産者の思いには、しっかりと寄り添っていくことが必要ではないのかなと思うのです。そうした場合に、補助率2割で、本当にこの思いに応えることができるのかなとちょっと疑問に思うわけです。

それで、この間、野村農林水産大臣も三村県知事も、大川地区のりんご園の被害状況を視察していったわけです。けれども今回の予算を見ると、この営農への、農地への今回の予算に、この支援事業については、結局、国からの、県からの予算が全く入っていないということです。そこで、国・県の支援というのが、一体ここでどうなるのだろうか。もしその動向をつかんでいけば、答弁をお願いします。

また、あと今後、補助率が今2割であったとしても、国や県の支援もさらに求めて補助率を上げていくということも必要ではないかと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

さらに、二つ目は、苗木から実際に収穫できるまでには時間を要するわけですから、その間の支援というものも必要ではないかと思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

あと三つ目は、家屋も、そしてりんご園地も被害を受けたという方が大変多いのではないかなと思うわけです。他の市町村の動向を見ると、見舞金なども支給している自治体もあるわけですが、ここ弘前市としては、この見舞金などについてどのようにお考えなのか答弁をお願いします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） まず、農地の取得支援は、10分の2では不十分ではないかと、国・

県の支援の動向についてでございます。まず、補助金につきましては、一般的に補助対象となる経費を支援して、その交付先の負担の軽減を図るというものでございまして、10分の2というのは、他の自治体の事例から見ても、補助率が低過ぎるとは考えてございません。現在、国や県でも支援策を検討していただいているところであり、具体的にまだこちらのほうで何というものは把握してございませんが、例えば9月6日の農林水産大臣の記者会見でも、これまでの全国の果樹被害の例を参考にしながら支援策を検討していくという言葉を頂いておりますので、そういう動向を注視してまいりたいと考えております。なお、この補助金につきましては、平成25年の台風第18号では行っていなかった支援でありますので、10分の2であっても、新たな土地を見つけてリスクを回避するという部分に対しては、後押しにはなるのではないかなと考えております。

あと、移転してもしなくても未収益期間があるということでございますが、そちらにつきましては、先ほど申しあげました国の改植支援、あとは市の改植支援でも未収益期間の支援も行っているところでございますので、そちらのほうも対応するとともに、農林水産大臣からもその未収益期間も想定しながら支援するというお言葉も頂いておりますので、それも併せて国の動向は注視してまいりたいと考えております。

最後に、見舞金でございます。あくまでも農業の被害を受けた方の部分として、これまで様々な支援を検討してまいりました。他の自治体が行っているような見舞金のような支援を行った場合、まず自らの経営判断で経営リスクをちゃんと回避するための収入保険に加入するとかという部分が薄れてしまうのではないかと。あとは、二つ目といたしまして、今後も自然災害が大規模で発生した場合に、財政負担が多額となってしまうおそれ

もあると。こういうことも総合的に勘案いたしまして、まずは来年産以降の営農に支障が生じる可能性が高い部分をしっかりと支援していきたいということで、今回の補正予算を計上したものであります。

◎21番(三上 秋雄委員) 私も10ページの6款、農業振興費についてであります。

今、るる説明があったわけですが、この土地取得の補助事業というのは、全国で例がありますか。あったとすれば、ちょっと教えてください。

◎りんご課長(澁谷 明伸) 農地の取得支援という部分で、災害を受けた方に対する支援ということでは、申し訳ございません、確認できておりませんが、別な形で就農するに当たって農地を取得する際への支援というのは、確認してございます。

◎21番(三上 秋雄委員) 今、課長が話したのは、新規就農とかというような形の中の農地取得だと思います。全国でも恐らく例のない補助事業、2割補助ということの事業になっていくと思いますけれども、関連して、今回、確かにりんご園は冠水して、りんごは全滅的な感じになりました。小友地区のことが予算に出ていないというのは、私はちょっと考えられないので、担当のほうでどういう、小友地区の浸水した家のほう、あそこは毎回、大きい災害のときは浸水しますよね。そのことについて、小友が何でこれが補正に入っていないのか、ちょっとお聞きします。

◎防災課長(一戸 拓利) 9月10日土曜日に小友のほうに説明会ということで行ってきまして、そこで要望をお聞きしました。それで、今の予算の中にはないということは、ちょっと10日に聞いてきて分かったということもあって、これからちょっとその辺も含めて検討したいということで、ちょっと間に合わなかったということになり

ます。

◎21番(三上 秋雄委員) たしか小友地区の人たちは怒っていましたよね。私たちのところにも被害があったのに何で来なかったのかということで、私のところにも電話がありました。それで、一つ、家のほう、毎回ですよ。大きい災害のとき、あそこも。これについて、企画部長、どういう形の中で支援していいのか。それから、今後また、恐らくあそこは、大川地区とかぐらいに水が上がったときは、また浸水すると思います。そのことについて、例えば、こういう考えを持っているとか、そういうのがありましたら、二つ、見舞金とかなんとかとやるのか、それとあそこの地域をどのようにして水害から守っていくかというの、ちょっと考えがありましたらお聞きします。

◎企画部長(外川 吉彦) ただいま委員からお話がありました2点につきまして答弁いたします。

まず、見舞金などというもののことだと思いますが、総務部防災課などと協議いたしまして、何ができるか考えたいと思います。

それから、今後の災害防止の対策として、やはり用水路の水をどうしていくかということを考えていかなければいけないのではないかと考えておりますので、その方法もいろいろ情報も頂いているところもございますので、それらを含めてどのような対策ができるのかを考えてまいりたいと思います。

◎21番(三上 秋雄委員) 担当のほう、小友地区のほうには、できるだけ早く、困っていますので、対応方よろしく願いして終わりたいと思います。

◎23番(越 明男委員) 私のほうは、歳出をいつも論じているのですが、歳入もたまに補正で論じるのも必要ではないかなという思いで

この場に立っております。

財源がどうなるかというのは、我々にとっても大きな関心の一つだからです。歳入全体と個別に関わる部分、以下何点か質疑いたしますので、私のほうの気持ちとして、必要があれば財務部長が答弁に立っていただければ、大変ありがたいなということを前提にして、質疑に入ります。

8ページから9ページにかけての歳入のところを何点か質疑いたします。

まず一つ目、大きな柱、この19億円の補正でありますけれども、財源の中身を見ますと、財調で4億円、市債9億5000万円ですから、19億のうち、かなりの部分を、自前と言ってはなんですけれども、処理するわけです。国・県からの補助金を見ますと、8ページの17款に5億8000万円とあるだけです。財政当局全体として、これだけ逼迫した中で、20億円の、その前に通過しました18億円もありましたけれども、19億円、20億円の補正予算の中で、圧倒的な部分を財調と市債でというのは、私はいいいんだべがと思いました。国・県からの補助金が足りないという認識はおありですか。

それから、先ほど千葉委員がちょっと個別のところを話しましたけれども、今、三上委員も、全体としてこの議案に絡む残りの部分と言ってはなんですけれども、残りの部分、この8億円でも10億円でも、これ、国・県からの補助、応援はどういう見込み、どういうつもりで市のほうで臨みますか。この点、一つ大きい柱として伺っておきます。

それから、若干個別の部分にちょっと入るかもしれないけれども、8ページを中心として、これは結論的には、どういう性格の歳入かということと、担当課の確認をしたいので、担当課長のほうは私のほうの担当ですというあたりでお答え願えればありがたいなと思います。

歳入の14款1項分担金、災害復旧費分担金とあるのです。これは市が分担金を頂くということですよ。これ、そうですね、歳入ですから。どこから頂くのですか、2400万円。それから、その2400万円の算出根拠というのは、どういうふうに考えればいいのですか。

次に、17款県支出金2項県補助金、これはくどくど申し上げませんが、市債のところとリンクするのですよね。市債のところとリンクするのですが、3点ほど。農地等災害復旧事業費補助金とあります。これは、この間の大雨による災害のどの対象になる補助金であり、あわせて、担当部・課はどこになりますか。額が多いのです、ここ。4億4000万円と格別に額が多いのです。

次、林道施設災害復旧事業費補助金、大体想像がつくのですけれども、これはどういう性格の補助金かということと、担当課をお示し願いたい。

最後3点目、公共土木施設災害復旧事業費補助金でございます。これはどういう性格の補助制度かということと、担当課をお示し願いたい。これは県補助金とあるのですけれども、財源的には国から来た部分も含めての補助金というふうに考えればいいのですか。そうでなくて、これはもう、全く名前のおり、県からの補助金だということでしょうか。

最後、ちょっと繰り返しになるかも知れませんが、議運でもちょっと私は確認しましたが、まだ事業の精査、あるいは災害の精査等々は、まだ道半ばというところがひょっとしてまだあるかも知れませんから、これからもまたどんどん、こういう形で補正を組んでいかなければなりませんけれども、ちょっとくどいかも知れませんが、くれぐれも部長、国への支援要請、県への支援要請、これは強い決意で臨まねばまいねんではないかと。

ちなみに、名誉のためにお話ししておきますけ

れども、私どもの政党所属の高橋代議士は三度、四度とこの間弘前市に入りまして、櫻田市長とも国会を通じて頑張るという決意を表明したことを、懇談を持ったことも最後にお話ししておきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 1点目の財政調整基金、市債といった、市の持ち出しが多いのではないかと。国・県の支援が少ないではないかという部分についてお答えいたします。

まず、今回の補正で国・県の支出金の計上につきましては、補助事業になるかどうかの基準に基づいて、現時点で分かる範囲で計上したものとなっております。残りの部分は市の単独ということになりますが、まず財政調整基金につきましては、こういった災害のために備えるための基金であるということで、一定程度支出せざるを得ないというのは当然のことといえますか、そのための基金だと思っております。

市債につきましても交付税参入がございますので、財政調整基金と市債でまずは計上してございますが、災害に関しては特別交付税ということで、あるいは市債に関しては普通交付税で措置されますので、そちらでもって使った分を補っていききたいというふうに考えてございます。

◎**農村整備課長（柳田 尚美）** 私からは、農業用施設災害復旧事業費地元分担金についてお答えいたします。

この分担金が誰の負担かということなのですが、これは被災された農業者それぞれの農地であるとか、農業施設に関して、農業者の方が一定の受益を受けていらっしゃるということなので、被災された農業者から頂くものであります。

負担の割合としては、農地の場合で事業費の5%、施設の場合であれば3.5%というふうに頂いております。これは、激甚等でなければ、通常の

割合ということでございます。

それから、県支出金のところの補助金、農地等災害復旧事業費補助金、それから林道施設災害復旧事業費補助金、これはどういう意味のお金かということなのですが、これは、復旧する工事費に対する補助金であります。出どころは県支出金となっておりますけれども、国の補助金が県を通じて入ってくるという内容になってございます。

◎**土木課長（千葉 裕朗）** 私からは、県支出金の中の公共土木施設災害復旧事業費補助金についてお答えいたします。

前の農地・農業・林道の災害の補助金と同じであります。国の補助金が県を通じて入ってくる金額となっております。（「総務部長と財務部長は立たないのですか」と呼ぶ者あり）

◎**23番（越 明男委員）** 財務部長の答弁をやはり求めたいと思います。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 越委員に申し上げます。

内容については、財政課長が答弁したとおりでありますが、何たかた必要だが。（「何たかた必要だ」と呼ぶ者あり）

◎**財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾）** 国への支援の話だと思いますが、支援のほうを要望するという話だと思いますが、現在、様々な方面からも要望していただいているところだと思っております。市としてもしっかりと対応してもらいたいと考えております。

◎**委員長（工藤 光志委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時32分 休憩〕

---

〔午後1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 議案第89号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） それでは、議案第89号令和4年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算総額に7億1649万円を追加し、補正後の額を191億2185万9000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の7億1649万円の追加は、令和3年度決算による剰余金を国民健康保険財政調整基金条例に基づき積立しようとするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

8款繰越金の7億1649万円は、令和3年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第90号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（一戸 ひとみ） それでは、議案第90号令和4年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算に4449万円を追加し、補正後の額を22億6103万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の4449万円の追加は、市が令和4年4月から5月までに収納した令和3年度分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する歳入予算としては、5款繰越金の令和3年度決算の確定に伴う繰越金4449万円を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第91号令和4年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第91号令和4年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に7億6390万7000円を追加し、補正後の額を212億5112万8000円にしようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げますので、介8ページをお開き願います。

3款1項3目包括的支援事業・任意事業費の596万9000円の追加は、成年後見制度利用支援事業助成金を追加計上するものであります。

4款1項1目財政調整基金積立金の5億3360万5000円の追加は、令和3年度決算による剰余金を弘前市介護保険財政調整基金条例に基づいて積立てしようとするものであります。

6款1項3目償還金の2億2433万3000円の追加は、令和3年度介護給付費等の確定に伴い、国庫負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款1項1目第1号被保険者保険料の137万3000円の追加は、第1号被保険者の介護保険料を追加計上するものであります。

3款2項2目地域支援事業交付金の229万8000円の追加は、歳出の成年後見制度利用支援事業助成金に係る国庫補助金を追加計上するものであります。

5款2項1目地域支援事業交付金の114万9000円の追加は、歳出の成年後見制度利用支援事業助成金に係る県補助金を追加計上するものであります。

介7ページを御覧願います。

7款1項1目一般会計繰入金の114万9000円の追加は、歳出の成年後見制度利用支援事業助成金

に係る財源を一般会計から繰入れしようとするものであります。

7款2項1目財政調整基金繰入金の2億2433万3000円の追加は、令和3年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰入れしようとするものであります。

9款1項1目繰越金の5億3360万5000円の追加は、令和3年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第92号令和4年度弘前市病院事業清算費特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎企画部長（外川 吉彦） 議案第92号令和4年度弘前市病院事業清算費特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額から9586万9000円を減額し、補正後の額を3億7919万4000円にしようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、病8ページを御覧ください。

1款1項1目病院事業未払金清算費の9586万9000円の減額は、令和3年度病院事業会計の決算額確定に伴う未払い金に係る経費であります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、病6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を1款病院事業清算収入、4款使用料及び手数料、5款国庫支出金及び6款諸収入にそれぞれ計上するほか、3款繰入金3億5886万9000円の減額をもって全体予算の調整を図るものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第93号

令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長(坂田 一幸) 議案第93号令和4年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和5年度に下水処理場沈砂池設備改築工事を実施するため、業務に要する経費について地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第5条に、債務負担行為として債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

そのほか、下2ページには、債務負担行為に関する調書を、下3ページから下6ページにかけては、会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(工藤 光志委員) これより、令和3年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、12名の委員から、議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、質疑通告をしていない委員の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

ただし、質疑通告者のいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく、一括して、挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、決算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには会派の残り時間を表示しますので御参照ください。

以上でありますので、御協力方よろしく願いいたします。

それでは、議案第94号令和3年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長(佐藤 記一) 1款議会費の決算について説明申し上げますので、44ページ、45



ページを御覧いただきたいと思います。

1 項議会費は、議会運営に係る経費でありまして、予算現額 4 億 1997 万円に対しまして、支出済額が 3 億 9027 万 639 円で、2969 万 9361 円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

8 節旅費の 1306 万 1270 円は、一般行政視察に係る旅費などが見込みを下回ったことによるものであります。

18 節負担金、補助及び交付金の 1050 万 5953 円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、1 款議会費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、2 款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾）

2 款総務費の決算について御説明申し上げます。

決算書の 45 ページから 65 ページの 1 項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費であり、予算現額 59 億 4701 万 2000 円に対しまして、支出済額は 56 億 3427 万 7624 円で、3 億 1273 万 4376 円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

46 ページの 1 目一般管理費 12 節委託料の 1139 万 4478 円は、A I 音声認識議事録作成支援システム試行運用支援業務委託料の確定などによるものであります。

52 ページの 3 目財産管理費 14 節工事請負費の

3635 万 6000 円は、旧市民参画センター等解体工事に係る契約差額などによるものであります。

53 ページの 4 目企画費 12 節委託料の 3556 万 5342 円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料の確定などによるものであります。

57 ページの 5 目支所及び出張所費 18 節負担金、補助及び交付金の 531 万 7990 円は、地域おこし協力隊導入事業に係る事業費の確定などによるものであります。

62 ページの 9 目住民自治振興費 18 節負担金、補助及び交付金の 796 万 6158 円は、市民参加型まちづくり 1 % システム支援事業に係る事業費の確定などによるものであります。

64 ページの 11 目地方創生推進費 18 節負担金、補助及び交付金の 3740 万 6913 円は、ライフ・イノベーション推進事業費に係る事業費の確定などによるものであります。

65 ページから 68 ページの 2 項徴税费は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費であり、予算現額 6 億 6893 万 5000 円に対しまして、支出済額は 6 億 4671 万 7315 円、翌年度繰越額は 147 万 9600 円で、2073 万 8085 円の不用額となっております。翌年度繰越額のうち、継続費通次繰越は固定資産評価事業に係るもので、繰越明許費は収納管理システム改修事業に係るものであります。

68 ページから 69 ページの 3 項戸籍住民基本台帳費は、予算現額 4 億 7053 万円に対しまして、支出済額は 4 億 2031 万 1152 円、翌年度繰越額は 693 万円で、4328 万 8848 円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、住民記録システム改修業務委託料に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

69 ページの 1 目戸籍住民基本台帳費 18 節負担金、補助及び交付金の 3326 万 4800 円は、個人番号カード交付事業に係る事業費の確定などによるものであります。

69ページから71ページの4項選挙費は、予算現額1億4849万9000円に対しまして、支出済額は1億3578万6874円で、1271万2126円の不用額となっております。

71ページから72ページの5項統計調査費は、予算現額1909万円に対しまして、支出済額は1593万2018円で、315万7982円の不用額となっております。

72ページから73ページの6項監査委員費は、予算現額6666万5000円に対しまして、支出済額は6483万4862円で、183万138円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、10名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 62ページの2款1項9目の町会事務費交付金について、3954万7000円ですけれども、この町会事務費交付金、1町会当たりの基本額が1万円プラス1世帯当たり700円掛ける町会加入世帯数で各町会に割り当てられますけれども、昨年度、この事務費交付金を交付していますけれども、コロナ禍で町会活動が縮小しているところもありますけれども、市には収支決算書を提出もしているのですが、そこから見える昨年度の町会活動について、事例を交えて、ぜひその辺についてお答えしていただきたいと思いません。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 町会事務費交付金についてお答えいたします。

町会事務費交付金は、町会に対して市が協力依頼している事務に対して交付しているものですが、交付に当たっては、その年度の収支の状況に関する書類を町会の会計年度終了後に市に提出するよう求めています。

各町会から提出いただいた収支の状況に関する書類や各町会からの実際の声を聞いたところによりますと、新型コロナウイルス感染拡大により総会を书面開催とした町会や、従来行っていた夏祭り等の活動を中止にした町会が多いように捉えています。

一方で、コロナ禍で停滞した町会活動を活性化させるため、感染対策を十分に講じて、町会活性化支援補助金を活用して、住民の親睦を図る活動を行った町会も、令和2年度は1町会に対し、令和3年度は10町会ございました。また、小比内町会では、若い世代が中心となった活動が開始されております。

このような状況から、コロナ禍以前の状態を完全に取り戻したとまではいかないものの、少しずつ町会活動が従来の形へ向けて戻りつつあるものと認識しております。

◎20番（石田 久委員） この事務費交付金は、各町会にはすごく大切な財源として町会活動を行っているわけですが、本当にこの町会事務費交付金は、コロナ禍の中でも各町会に、人数分に対しての支給ということですので、これについては、さらに、令和3年度はそうでしたけれども、令和4年度になってもこのことが顕著に見えてきていると思っています。

町会のほうからは、何も活動することがなかなかないけれども、ゴミボックスを購入したり、いろいろな意味でこういうような町会事務費交付金を使っているという活動が見られているので、引き下げず、ぜひこのままやっていただきたいと思いません。

◎23番（越 明男委員） 2款1項1目、45ページ、情報公開審査会の役員報酬に関わって、1点だけ、徐々に情報公開問題について質疑いたします。

この決算時期に私は複数の方々から開示請求の

改善を求める意見を、要望を二、三人伺いました。それは、今現在、開示請求は書面の持参、郵送あるいはファックスなど、それが一応定番となっているのではないかと思うのですが、これに加えて電子メールでの開示請求を求めるお声でありました。このお声にどう応えるかということと、昨今、行政のほうに電子メールでの開示請求を求める動きがあったのかどうか、そのことを含めて、電子メールでの開示請求の在り方を導入すべきでないかという意見を申し上げて、市の見解を伺いたいと思います。

◎法務文書課長（工藤 竜輔） 当市における公文書の開示請求の手続についてであります。今、委員がおっしゃったとおり、現状では市の窓口で書面を直接提出していただくほか、郵送あるいはファックスによっても行うことができるものになってございます。

しかしながら、昨今、インターネットの活用によりまして行政手続を簡略化することが求められているということも認識しているところでありますし、それからまた、先般、市民団体のほうから電子メールによる受付に関しまして申入れもあったところでございます。

それからまた、実際、県内の他市におきまして、電子メール等で開示請求の手続ができるところも増えてきているということも確認しているところでございます。

そうしたことから、当市におきましても、請求者の利便性の向上を図るため、今後、電子メールによる開示請求を可能とする方向で検討を進めているところでございます。

運用に当たっての関係規則等の改正の必要性の有無をはじめ事務マニュアルの修正などのほか、細かい部分にわたって検討をしまして、内容が決まり次第、所定の手続を経て開始してまいりたいと考えてございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 2款1項4目、54ページの特許更新負担金についてです。

事業名は、地域エネルギープロジェクト事業化推進事業という大変壮大な事業名ですけれども、この事業と特許更新負担金の概要について答弁をお願いします。

◎環境課長（菊池 浩行） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、この地域エネルギープロジェクト事業化推進事業についてということで、まず事業概要でございます。

本事業は、エネルギーの地産地消を推進することで、自立的で持続的かつ災害に強いエネルギーシステムの構築を目指すとともに、民間企業等と連携し、地域エネルギーの事業立ち上げを進めることで、地域における人や企業の新しい流れを創出し、地域経済の好循環を図るというものであります。

事業内容といたしましては、再生可能エネルギー設備の導入や事業化に向けた国や民間企業、関係団体との協議・調整及び情報収集等を行うというものであります。

次に、2点目でございます。特許更新負担金についてということでございます。

平成31年2月1日に登録された特許技術、固体残渣の再利用による水素精製方法、これについて特許の更新を行うものでありまして、特許権者は国立大学法人東北大学、株式会社大和三光製作所、カーボンフリーネットワーク株式会社、そして弘前市のこの4者で負担をしているものであります。

本技術は、下水汚泥から水素を直接製造するものでありまして、連続的な反応により従来の製造技術と比較して、時間当たりの水素精製量を増加させるメリットがあるというものであります。しかし、この技術が実証段階にあること、さらに、

現時点においては、水素自体の需要が見込まれていないことから、特許を保有しているだけの状況となっております。

なお、東北大学では、本技術の活用を模索しているものの、現時点で目立った進捗はないものがあります。

◎10番（千葉 浩規委員） ありがとうございます。

続きまして、2款3項1目、68ページの非常勤職員報酬、ここではマイナンバーカードの普及促進について答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） それでは、マイナンバーカードの普及促進の取組について御説明させていただきます。

これまでに実施してきた内容としましては、まずは受付窓口を増やすためにマイナンバーカード普及促進対策室というのを市民防災館の4階に設置しております。同時に、受付職員の人数も増やす必要がございますので、マイナンバーカード交付関連業務の業務委託を実施してございます。

それから、できてきたカードを効率よく交付するために、マイナンバーカードの休日交付というのも実施したことがございます。それから、申請の後、カードができた後、なかなか取りに来ない方もいらっしゃると思いますので、そういう方に対して交付通知書を2回ほどさらに送付して、未交付者を減らすということもやっております。

それから、出張申請受付ということで、職場や集会所、それから商業施設等に職員が出向きまして、申請を受け付けるということをしておりまして、市役所まで来庁することなく申請が可能で、受け取りは郵送で対応ということもやっております。

以上の取組を実施してきたところでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 今、マイナポイン

トの第2弾が行われていますけれども、その前のマイナポイントの第1弾、国を上げてカードの促進に向けて大々的に取り組まれてきましたけれども、弘前市におけるその申請数は御存じでしょうか。答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） マイナポイントの申請数ということでございますが、実はマイナポイントの管理に必要なマイキーIDというものがあるのでございますけれども、そちらのほうには住所情報が保有されておらないということで、自治体ごとの申請者数というのをちょっと把握することができないということになってございます。

そこで、全国民になるのですけれども、マイナポイントの申請数ということでございますと、令和3年度末、令和4年3月31日現在で、全国なのですが、2724万6096件申請してございまして、そのカードの交付を受けた人に対する割合は49.7%となっております。

ちなみに、令和4年8月末日現在の申請数は、3326万8263件となっております。カード交付を受けた人に対する割合は55.7%となっております。

◎10番（千葉 浩規委員） 本当に今の答弁を聞いて、職員の皆さんは普及のために本当に一生懸命頑張っているのだなと思えました。

ところが、国が促進のための起爆剤としてきたマイナポイントの第1弾については、各自治体が幾らなのか分からないと。ひどい話だなと。さらに、20代の方にマイナポイントの話もしたのでございますけれども、実はカードは必要ないと。さらに、個人情報の方がやはり心配だと。さらに、今のこの政府の国葬の強行とか、旧統一教会の問題とか、こういうのがあるとますます心配になってくるというふうなことを語っておりました。というわけで、申請が進まないのは自治体の責任ではなくて、国の責任だと私は思うのです。

ところが、国は今度、カードの普及率に応じて、交付税の査定に差をつける方針というようなことを私は聞きましたけれども、これは明らかに交付税の精神に反するというを最後に語って、終わらせていただきます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来。

◎3番（竹内 博之委員） 私からは、決算書54ページの2款1項4目、弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業について伺ってまいります。

前にもこの同じ事業で質疑したことがございまして、私の課題認識としては、登録者数をどう確保するかというか、マッチングの精度を上げるためにも必要だなと思っているのですけれども、そういうことも踏まえて、まず昨年度1年間の総括から伺いたいと思います。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） 弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業の令和3年度の総括ということでお答えいたします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、お見合い、それから婚活イベント、それから新規会員の獲得を図る休日登録会、こういったことが中止を余儀なくされまして、事業活動にも大きな影響があった1年となりましたけれども、この時期を捉えまして会員の声を把握するためのアンケートを実施し、オンラインお見合いを実施するなど、活動を柔軟に変更しながら、可能な限りの出会いの場の創出に努めてまいったところでございます。

昨年度の実績を申し上げますと、1対1のお見合いの支援の実績といたしまして、実施件数は89件となっております、約半数の47件が連絡先の交換に至っております。

続いて、会員の登録状況でございますが、令和3年度末の数字になりますが、男性184名、女性98名の合計282名となっております、昨年度の

新規会員登録数は63名となっております。

そのほか、婚活イベント、それから魅力アップセミナーの開催を通しまして、多様な出会いの場の創出、それから参加者のコミュニケーション能力の向上といった取組も進めていたところでございます。

それから最後、成果の部分でございますけれども、令和3年度の成婚件数、成婚報告は、過去2番目に多い5件ということになっておりまして、今年度に入りまして、8月末現在で既に3件の成婚が報告されておりまして、累計成婚数は29件といった状況からも、こういった取組が着実に成果を上げているものと考えております。

◎3番（竹内 博之委員） 再質疑するのですが、その新規の登録者数を確保することが重要だなと思っていて、再質疑で聞きたいのは、令和3年度は69人ですか、新規の登録者数。これまでの新規登録者数は、毎年どれぐらいあったかというのは一つ知りたいのと、あと登録している方の構成比というのですか、例えば年代別の構成比あたりもちょっと聞きたいと思うので、お願いします。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） まず、会員の年代別の内訳のほうからお答えしたいと思います。

まず、20代が24名、それから30代が110名、40代が97名、50代が51名ということで、30代から40代の方が全体の7割以上を占めている状況となっております。

それから、新規会員の登録者数の推移についてでございますが、平成29年度の広域連携開始時の171名をピークといたしまして、過去3年間では、令和元年度が96名、令和2年度が76名、令和3年度が63名と、減少傾向になっているという状況です。これは、広域連携を開始した年から一定年数が経過し、周辺市町村からの新規登録が落ち着いているといったことや、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大によりまして、休日登録会といった事業も中止したといったことの影響もありまして、新規会員登録数が伸び悩んでいる状況と分析しております。

次に、新規会員獲得のための取組についてでございますが、新規会員登録を増やしていくためには、何よりもセンターの活動について、より多くの方に理解を深めていただくことが重要であると考えております。昨年度の取組といたしまして、ノベルティーを作成して弘前圏域市町村の窓口での配布、それから婚活支援事業に御賛同いただいている協賛団体へ周知の協力といったことを依頼するほか、フェイスブック、インスタグラムを活用したターゲット広告といったことも1週間程度で2回ほど配信しております。

このほか、御利用いただいている会員の声として、ホームページに成婚者の声を掲載いたしまして、センターでの婚活の感想を御覧いただけるように情報発信にも努めております。

それから、令和4年度におきましては、保育施設等を訪問いたしまして、センターの周知を行っております。現在、比較的規模の大きい施設を16か所ほど訪問いたしましたけれども、関心のある方へぜひ会員登録をお願いしますねというような形で呼びかけしておりましたところ、施設のほうからは、趣旨に賛同すると。行政の事業ということで安心感もあるといったような声も頂いており、会員登録の拡大に向けまして、積極的に外に出での活動といったことも行っているところでございます。

◎3番（竹内 博之委員） 最後、質疑ではないのですが、私の意見として、私はこの出愛サポート事業を行政がやる意義は結構大きいと思っていて、ただやはり、私も含めてなのですが、同世代の独身の方々の声を聞くと、登録すること自体が恥ずかしいとか、かっこ悪いと

か、何かそういう雰囲気でなかなかちゅうちょしている現状もあって、この前、ちょっと民間事業者でそういう婚活支援とかをやっている方とも話をしたのですが、ある意味、こういう出会いサポートに、行政であったり民間だったりと、うところに登録することをもっとカジュアルな雰囲気にしなければいけないのだというお話をされて、なるほどなというのを感じたのが一つあるので、そういう観点からも、ぜひ行政としての取組をお願いしたのが一つと、もう一つは、この前、広報に県でやっている、AIで分析してマッチングを支援するみたいなものを私は見たのですが、それも結構、私が同年代の友達に紹介すると食いつきがよくて、やはりそのAIの分析によって自分が誰と合っているのかというのが気になっていて、その場でその人は登録していたのですが、この前、市の広報でもうたってくれてはいるものの、やはり若年層の情報の獲得ツールというのは、やはりスマホにすごく大きく依存している部分もあるので、ぜひそういう部分での発信ももっと強化してもいいのかなと思いました。

最後、その民間事業者も、この婚活支援に当たっていろいろな課題認識を持っていて、行政ともしっかりと協働・協調できる部分があるのではないかと話も頂いたので、今現在でも広域で民間事業者に補助を出したりとかとやられているとは思いますが、ぜひそういった形で、結婚してやはり子供を弘前で産み育ててというところにつながっていく、私はこれが根本だと思っているので、ぜひ今後も強力で進めていただきたいと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明。

◎18番（鶴ヶ谷 慶市委員） 決算書67ページ、2款2項2目1節の非常勤職員の報酬の内訳をお知らせください。

◎**収納課長（中田 和人）** 2款2項2目1節報酬の非常勤職員の報酬の内訳についてお答えいたします。

決算書67ページの非常勤職員の報酬1121万6487円は、収納課7名の会計年度任用職員の報酬で、そのうち906万6380円が納税促進員の5名分の報酬となっております。このことにつきましては、決算説明書65ページの納税促進員報酬等(5名)のところに書いておまして、報酬のほか期末手当151万1064円、通勤手当16万円、社会保険料157万5282円を加えまして、1231万3630円となります。

◎**18番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 次に、この納税促進員導入の経緯についてもお知らせください。

◎**収納課長（中田 和人）** 納税促進員導入の経緯についてでございます。

市税等の未納者に対し、収納課職員が電話や訪問で自主的な納付を呼びかけておりましたが、さらなる収納率の向上を目指し、平成29年6月から、これら納付勧奨業務に専念する納税促進員5名を増加し、職員は専門的知識を要する滞納処理業務に専念できるようにしました。

導入するに当たっては、コールセンターへの委託も検討したところでございますが、市民と直接関わってきた職員のスキルを継承し、現場で密に情報交換をし、また電話が繋がらない方へ自宅訪問も可能な会計年度任用職員の導入を決めたところでございます。

◎**18番（鶴ヶ谷 慶市委員）** ただいま、納税促進員が5名ということでありましたけれども、その5名にした理由についてお知らせください。

◎**収納課長（中田 和人）** 納税促進員を5名にした理由でございますが、現年滞納者、要は納期限までに納めなかった方が1か月当たりおよそ3,000人程度いることから、納税促進員を1人1日当たり30件程度の納付勧奨業務を処理できるとして、それで勤務日数が20日ですと、1人1か月

当たり600件となります。それで、5人で3,000件の処理ができるという計算の基で人数を割り出しました。

◎**18番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 次に、納税促進員の業務内容についてお願いします。

◎**収納課長（中田 和人）** 納税促進員の業務内容についてでございますが、現年度分の市税等の滞納者、納期限までに納めなかった方に対する、早期の電話や個別訪問による納付勧奨を中心に、残高不足により口座振替ができなかった方への電話連絡業務のほか、納付勧奨等の際に口座振替の依頼や納付勧奨を行った記録を滞納管理システムに入力する業務でございます。これは、納税促進員を導入する前には、収納課職員が行っていた業務でございます。

◎**18番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 次に、納税促進員の雇用条件についてもお願いします。

◎**収納課長（中田 和人）** 納税促進員の雇用条件についてでございますが、週30時間勤務の会計年度任用職員として雇用しておまして、あと条件としましては、普通自動車免許を有し公用車の運転ができること、あと過去に営業職または接客業務の実務経験が3年以上あること、三つ目としまして、パソコンで表計算ソフト等の基本操作、要はワード、エクセル等ができることとしております。

◎**18番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 納税促進員のこれまでの実績があると思いますけれども、お分かりになればお知らせください。

◎**収納課長（中田 和人）** 納税促進員の実績についてでございます。過去5年でいきますと、平成29年度は、電話勧奨が1万5108件、訪問勧奨が1,285件、合計で1万6393件。平成30年度は、電話勧奨が1万9004件、訪問勧奨が3,463件、合計で2万2467件。令和元年度は、電話勧奨が1万4407件、訪問勧奨が3,486件、合計で1万7893

件。令和2年度は、電話勧奨が1万3495件、訪問鑑賞が3,140件、合計で1万6635件。令和3年度で電話勧奨が1万4212件、訪問勧奨が2,339件、合計で1万6551件となっております。

◎18番（鶴ヶ谷 慶市委員） 費用対効果についてもお尋ねしたいと思います。

◎収納課長（中田 和人） 納税促進員の費用対効果についてでございます。

納税促進員が現年度分の滞納者に対し、早期に電話や個別訪問を行うことで、新規滞納者を減らすことができるとともに、正職員は、重点的に取り組むべき高額滞納案件や、あと滞納繰越分の納滞納整理に専念することができることから、現年度及び滞納繰越分、双方の収納率を向上できるものと考えております。

その結果としまして、平成29年度の市税等の収納率93.59%から、令和3年度は95.62%と2.03ポイント増加しています。滞納額につきましては、平成29年度の12億4356万円が、令和3年度には8億2616万6000円と、4億1739万4000円減少していることから、このことにつきましては、収納課の収納係の職員の頑張りとともに、納税促進員導入による効果も大きいものと考えております。

◎18番（鶴ヶ谷 慶市委員） 最後に、青森県内で納税促進員を導入している市町村はあるのか、もし把握しておればお知らせください。

◎収納課長（中田 和人） 県内で納税促進員を導入しているかということですが、このことにつきましては、青森県市町村課に確認したところ、青森県内では納税促進員を導入している市町村はないと聞いております。また、八戸市だけが、電話による納付勧奨を行っておりますが、その内容は、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険について督促状発送後の納付の確認ができない場合に、未納者に対し自動音声電話による納税の御案内のお知らせを専用の

番号から発信しているとのことでした。

◎17番（小田桐 慶二委員） 決算書48ページの2款1項1目、防犯カメラ設置看板製作業務委託料についてお伺いします。

防犯カメラの東地区への設置の全体のことでちょっとお聞きしたいのですが、決算書を見たら委託料にこの防犯カメラというのが出てこなかったものですから、この項目を挙げました。

説明書の42ページを見ますと、防犯カメラ整備管理事業ということで様々な項目が挙げられております。東地区に12基を設置して、ながら見守り活動を開始したという説明があるわけですが、まず、いわゆる普通の見守り活動なのかとは思うのですが、この「ながら」とあえてつけた、これは何なのでしょうかとという素朴な疑問で、まずこの説明をお願いしたいのと、どういう活動を、何をしながら見守り活動をしているのか、その活動内容。それと参加者52名と書かれています。どういう方々が、52名といますと、延べとも書いていないので、52名といふかなりの人数がいるのですが、どういう方が参加をしているのか、きちんとこの活動に参加するのはこの人ですと定められているのか、そういう中身をお聞きしたい。

まず、そこを二つお願いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず、防犯カメラ整備管理事業におけるながら見守りについてお答えいたします。

ながら見守りとは、地域の皆さんが散歩しながら、買物しながら、通勤しながらと、ふだんの生活を送りながら、子供たちの様子や不審な人物、車両がないかなどを注意して見守る、無理なく続けられる活動のことです。東地区では、令和3年度に防犯カメラの設置と併せて、地域の防犯意識の高まりにつながる取組として、地域の皆さんと協働でながら見守りの仕組みづくりを行っ



たものであります。

仕組みづくりの過程で、誰でも区別できる目印になるものを身につけようとなったことから、携行品としてLEDアームバンドを腕や手首、バッグなどにつけてながら見守りに取り組んでいただいております。

東地区では、この防犯カメラのハード面と、このながら見守りのソフト面を組み合わせた取組により、犯罪抑止効果をさらに高め、安全安心な地域づくりを目指すものです。

次に、ながら見守りの参加者数が52名ということについてですが、参加者は町会役員や東小学校PTA、民生委員、防犯指導隊などの方が中心となっております。募集に当たりまして参加を呼びかけて、登録していただくという制度を取っております。

◎17番(小田桐 慶二委員) そうすると、町会なり学校関係、父兄の方々がふだんの市民生活をしながらそういう見守り活動をしていくということになります。そういう意識を持ってふだん街を歩くとすると、様々な光景を目にすることになると思います。

そういう場合に、いわゆる個人情報に触れる可能性というものはないわけではないと思うのですが、一つは守秘義務について、その点はどういう意識づけをしているのか。それから、仮に不審者なり不審行動を発見した場合にはどう対応するのかということ、そして、アームバンド等をつけているということでしたが、このながら見守りの活動によって、昨年度実施しての抑止力の効果をどう評価しているか、この点をお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 最初に、個人情報についてということですが、ながら見守り自体は見守りということで、子供たちの様子を見守ったり、不審者がいないかということの見守りということになりますので、個人の事情のところ

に入っていくというような活動ではないものであります。

次に、不審者等がいた場合の対処の仕方ですが、ながら見守り参加者に対しましては、不審な方を見かけた場合は、自分から声をかけるというようなことはなく、警察や交番のほうに通報してほしいということをお願いしてまいります。

続いて、ながら見守りの効果という部分でございます。ながら見守りは、無理なく行える見守り活動で、誰でも参加しやすいということで、参加者が増加することで地域を見守る目が増え、犯罪の抑止につながると考えております。また、今回、ながら見守りの仕組みづくりの過程や、定期的に行うアンケート調査や活動内容の周知などにより、地域全体の安全安心なまちづくりの意識を高めるものと考えております。

◎17番(小田桐 慶二委員) そうすれば、最後に、52名の方々が登録をしてそういう活動をしているということですが、昨年度、実績という言い方はちょっとそぐわないかも分かりませんが、例えば不審者なり不審行動の人を発見して警察に連絡したというような事例はあったのでしょうか。そして、この取組を他地域へ拡大するお考えはあるのでしょうか。

◎市民協働課長(高谷 由美子) まず最初に、実績という部分で、ながら見守りが不審者の通報などにつながったかどうかということにつきましては、市のほうでは把握してございません。

次に、この取組をほかの地域にも広げていくのかということにつきましては、東地区におけるながら見守りの取組は、防犯カメラの設置と併せてモデル事業として実施しているもので、ながら見守りの仕組みづくりの方法や活動の効果等を検証しながら、他の地域への展開を検討していきたいと考えております。ただ、各地域においては、既

に防犯パトロールや街頭指導など、様々な防犯や見守り活動がなされているところもございますので、ながら見守りをそれらの活動に代えるということではなく、その地域に合った防犯活動が展開されるよう支援してまいります。

◎17番（小田桐 慶二委員） 次に、マイナンバーカードについて。決算書68ページ、2款3項1目、マイナンバーカード交付関連事務等業務委託料についてお伺いします。

マイナンバーカード制度が始まって六、七年、7年ぐらいになるのでしょうか……なりますが、昨年度、先ほど千葉委員の質疑への答弁にもありましたが、出張申請を実施したと。民間の施設等に出向いてやったということでしたが、この出張申請の状況を具体的にお知らせください。

◎市民課長（尾坂 毅） 出張申請の実績ということでございますが、令和3年度につきましては、上松原町会ほか4町会、それからなかの保育園、それから船沢出張所の、場所としましては計7か所のほうで、合計137件の申請を受付したところでございます。

令和2年度の実績が29か所397件ということでございましたので、それと比較しますとかなりちょっと減少しておりますが、こちらのほうが新型コロナウイルス感染症の感染者の増加によりまして、予定していた出張が取りやめになったりですとか、それから出張依頼自体が減少したことによるものと考えてございます。

また、今年度につきましては、弘前商工会議所等の職場に4か所出張をさせていただいたことに加えまして、市内の商業施設で、8月、9月の毎週土・日曜日に申請窓口のほうを設置させていただきまして対応しておりまして、8月末現在の実績としましては、場所としては6か所、件数は344件の申請を受付したところでございます。

◎17番（小田桐 慶二委員） この説明書を見

ますと、申請件数が7万3013件、交付件数が6万3556件と、約1万弱ぐらいの差があるのですが、この差が何なのかということをも一つお知らせいただきたいのと、それから、申請をするときに何らかの準備不足で一旦戻ったと、申請できなかったというようなケースはあったのか。また、あったとすれば、どういうケースが多かったのかということをお知らせいただきたい。

それと交付率が37.7%と、今年の3月31日末現在、この37.7%の交付率をどのように受け止めておられるか。

◎市民課長（尾坂 毅） まず、申請数と受付数の差ということでございますが、カードの申請を受付してからカードの交付までが大体1か月ほどかかるということになってございます。ですので、どうしても申請よりも交付のほうが少ないということになってございます。

それから、受付にいらした方が戻ったケースがあるのかということなのですが、すみません、それについては、ちょっと現場のほうからちょっとそのお話を聞いておりませんので、ちょっと今、実際にあるかどうか分からないので、後からお伝えさせていただきたいと思います。

それから、3年度末の交付率が37.7%の受け止めということでございますが、確かに3年度末の青森県の平均が37.4%となっております、それには上回っておりますが、全国平均が43.3%ということで、それにはちょっと及ばない数値となっております。それで、令和4年度は国のほうでやっておりますマイナンバーカードの交付円滑化計画の最後の年度になっておりますし、一応国の目標としましては、今年度末にほぼ全ての住民に交付するというのも目標としていることですので、市としても交付率を上げるための取組の必要性は、十分認識しているところでございます。

そこで、具体的な対策としまして、市役所の前

川新館1階の市民ギャラリーのところに窓口のほうをちょっと増設しまして、申請者の増加に対応しておるといふところと、先ほども申し上げましたけれども、8月から9月にかけて、毎週土・日曜日に市内の商業施設で出張、申請の受付窓口を設置して、買物に来たついでに気軽に申請できる機会を提供しております。さらに、今後も市内の会社ですとか、町会ですとか、出張申請の依頼がございましたら、可能な限り対応しまして、申請者を増やすための取組を継続してまいりたいと考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎8番（石山 敬委員） まずは2款1項1目、47ページ、ICT活用事業についてお伺いします。

まずはテレビ会議についての実績、令和2年度の途中からの事業ですけれども、令和2年度と比較してどうだったのか、どういう場面で行われてきたのかお伺いします。また、どういった効果が得られたのかについてもお伺いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） それでは、私のほうからテレビ会議の実績、それから2年度との比較、それからどういった場面で行われてきたか、それからどういった効果が得られたのかということについてお答えいたします。

令和3年度のテレビ会議の実績ですけれども、利用件数が1,991件、利用時間が6,618時間となっております。協議会とか担当者会議というものから説明会、それからオンライン研修といったものなど、多岐にわたって活用しております。

令和2年度との比較ということですが、令和2年度は、利用件数が493件、それから時間が1,381時間となっております。件数が1,498件の増、それから時間が5,237時間の増と、令和3年度の利用実績は大きく伸びているところです。

今までの会議との比較した際の効果ですけれど

も、直接対面しないことによりまして新型コロナウイルス感染症の対策になっているということとか、あと、庁舎内から会議、研修会などに参加できるということで、移動時間の短縮などや旅費の削減というものにも効果があると思っております。

◎8番（石山 敬委員） 分かりました。

続いて、テレワークについてお伺いします。

これについても、令和2年度と比較しての実績をお伺いします。また、テレワークといえば、データを簡単に持ち出せないとか、あとはウイルスの問題等もあるのですけれども、どういった対策を行ってきたのかについてお伺いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） テレワークの実績、それからセキュリティーの問題、どういった対策をしてきたかということについてお答えいたします。

令和3年度のテレワークの利用実績ですけれども、件数が710件、それから利用時間が4,832時間となっております。新型コロナウイルス感染症の対策としての自宅勤務、それから地域おこし協力隊とかまつり本部による庁外活動での利用、それから県外の出張とかというものに使われておりました。

2年度との比較ということですが、利用件数が796件、それから利用時間が7,946時間ということで、利用件数は3年度のほうが86件の減、それから利用時間が3,114時間の減と、利用時間は下がってはいるのですけれども、これは令和2年度のときに新型コロナウイルス感染症の対策の関係で、東京事務所の職員が毎日の業務をテレワークで実施していたということで、ちょっと時間が大きくなっていったものです。

それから、セキュリティーの問題ということですが、庁外で利用する専用のパソコンから庁内にある、課室にあるパソコンへ接続するリ

モートデスクトップという仕組みを採用しております、この仕組みにより庁内にある課室のパソコンの画面だけが専用のパソコンに映し出されるという仕組みになっておりまして、保存したファイルとか、それからシステムの操作とかは、全て庁内のパソコン、課室パソコンで行うことになっております。よって、この仕組みによりまして、ファイル等は直接庁外へ持ち出すことはなくて、また庁内の課室のパソコンの機能は全て使えるということでありますので、十分なセキュリティー対策が取られた状態で、庁外にいながら庁内のパソコンを使っていると、使えるというような形になります。ですので、今これまでセキュリティー等の問題は発生しておりません。

◎8番(石山 敬委員) 分かりました。

最後ですけれども、ここの議場とか、あと議員の控え室とかで結構スマホの通信が非常に悪くて、たまに……はい。

ただ、今回、市役所の庁内のあまりWi-Fiも含めて通信の環境があまりよくないような感じがするのですけれども、今回、こういうテレワークとかテレビ会議を通じて、トラブル等があったものかお伺いします。

◎情報システム課長(羽場 隆文) 今、委員おっしゃるとおり、何か庁内の通信環境がちょっと悪いのではないかという声は届いているところです。テレビ会議とか、あとテレワークを行うときには、専用のパソコンにポケットWi-Fiを使って、活用していただいております。時間帯とか、あと庁内の使う場所によりまして、過信が不安定になるという声は聞こえておりますけれども、ただ、これによって会議ができなかったとか、そういうふうな大きなトラブルは起こっていないと聞いております。

◎8番(石山 敬委員) 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、2款1項9目、62ページ、町会活性化支援補助金についてお伺いします。

まずは、今回の事業活用の内容についてお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 町会活性化支援補助金についてお答えいたします。

令和3年度の事業活用の内容についてということでございますが、令和3年度は、ラジオ体操、親睦会、ねふた運行がそれぞれ2件、そのほか花育で運動、ヨガ教室、町内広報紙の発行、親子餅つき大会の合計10件となっており、そのうち1件につきましては、3町会合同での取組となっております。いずれも町会行事への参加者や町会加入者を増やす対策事業として有効な取組であったと認識しております。

◎8番(石山 敬委員) 参考までに、令和3年度にかかわらず、これまでの特徴があった活動についてもちょっと御紹介していただきたいと思えます。

◎市民協働課長(高谷 由美子) これまでの特徴のあった活動ということでございます。一例を申し上げますと、交流会開催の前に町内のごみ拾いと危険箇所の点検を行ったもの、また津軽文化を学ぶ講座、例えば津軽弁講座や登山ばやしの演奏を開催したもの、そのほか、9町会が合同でお笑いライブを開催したというもの、そして防災についての学習会などがございました。こういった新たな取組で町会行事への参加者を増やしながら、各町会の課題解決や特色を意識した事業も行われております。

◎8番(石山 敬委員) 非常に多岐にわたった活動があるなと思いました。ただ残念なのは、この予算では176万2000円に対して40万6000円ということで、残念な結果となっております。この原因についてお伺いします。

また、これは継続もオーケーということなので

すが、新規と継続の割合というのですか、その活用割合と、新規町会が恐らく少ないのかなとちょっと予想するのですけれども、この新規町会への働きかけの方法、また4年度も始まっていますけれども、そういった働きかけの方法についてお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 令和3年度の申請件数が10件と低調であった要因といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の自粛を余儀なくされたことで、町会活動全般にわたり停滞していること、また補助金の存在や活用方法が町会内で浸透していないことなどが考えられます。

次に、継続と新規の活用割合につきましてでは、令和3年度の活用実績10件に対し、新規町会の活用が4件、継続町会が6件となっております。

新規に補助金の活用を促すための働きかけにつきましては、これまでも各町会長宛てに制度概要や募集案内を送付するなど周知に努めてきたところではありますが、さらにエリア担当職員から町会長会議などで周知していただくことや、活用事例の紹介、また、当課におきまして事業の構築の助言や申請書類の作成に当たっての支援など丁寧に行っておりますので、気軽に御相談いただきたいことを繰り返し伝えてまいりたいと思います。

◎8番（石山 敬委員） 先ほども言いましたように、この事業は非常に自由に使える補助金ですし、連合町会等でやれば、町会掛ける補助金単価ということで非常に枠も広がっていきますので、連合町会長会議あたりでぜひ周知をお願いしたいと思います。

続いて、2款2項2目、67ページ、スマートフォン決済アプリ収納事業についてお伺いします。

これは、令和3年3月1日の開始ということで

すが、実績は説明書を見る限りでは、思ったよりも非常に多くの方が活用していたのかなと思われました。この収納件数の内訳についてお伺いします。

また、このスマートフォン決済の市のホームページを見ますと、注意事項が結構多く書かれていたのですけれども、このことについて問題等は生じたのかお伺いいたします。

◎収納課長（中田 和人） まず、スマートフォン決済アプリの利用件数についてお答えします。

当市では、スマホ決済を令和3年1月4日から導入しており、令和3年度、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのスマホ決済利用件数は、市税等の現年で3,245件、滞納繰越分114件の合計3,359件となっております。さらに、税別の内訳としましては市県民税の普通徴収が921件、固定資産税が1,741件、軽自動車が697件となっております。逆に、スマホ決済の市税等に対する割合につきましては、現年分の市税等の取扱件数が41万4035件に対し、スマホ決済が3,245件で、その占める割合は0.79%となっております。

次に、スマホ決済の注意事項が多い点でございますが、スマホ決済につきましては、場所、時間を問わずに市税等の支払いができる反面、窓口で支払った場合、納付書についている領収書に受領印が押され、それが領収書となります。ただ、スマホ決済はそれがないため、領収書が発行されない形になっております。そのため、軽自動車の車検時には領収書が必要なことから、できるだけ金融機関等の窓口での納付をお願いしているところでございます。

また、スマホ決済を行った場合、納付書がそのまま残ってしまうことから、スマホ決済後、過ぎて、要はまたその納付書を見て納めていないなどという勘違いをされて、二重納付のおそれもあることから、そのことも含めて注意喚起をしていると

ころでございます。

◎8番(石山 敬委員) 今、課長がお話したその注意点の中に、領収書や車検証明が必要な場合は、スマートフォン決済ではなくて金融機関というお話がございました。他の自治体の事例を見ますと、いかに個人といえども、車検に出すためには納税証明書が必要なわけで、他の自治体ではスマートフォン決済をやっても1週間後に領収書を発行しますというような自治体もありました。ぜひ弘前でもこのような対応をやってほしいのですけれども、何か弘前として、この納税証明書のことについて、何か解決策、解消策等はあるのかお伺いをいたします。

◎収納課長(中田 和人) 領収書の取扱いでございますが、スマホ決済で軽自動車税を納付された方につきましては、口座振替の支払いと同様に、納期内に納めていただいた方に関しましては車検用の納税証明書をこちらから郵送しておりますが、納期後に納めていただいた方に関しましては、必要なときに窓口で発行する形になっております。ただ、その必要なときに窓口に来られる場合は、ほとんど要は自動車を車屋に預けて、本当に車検を取る段階になっておりますので、そういう方々に関しては、ほとんどが業者のほうで納税証明書を代理申請を取ってくださっておりますので、現状では特に大きな問題は発生しておりません。

今後の解消策につきましてですが、車検時の納税確認につきましては、国の軽自動車の手続の電子化に伴い、現在、国の軽自動車税納税確認システムと市の収納管理システムとの連携をさせる作業を進めておまして、これが令和5年1月から稼働することで、車検時の納税確認はこのシステムを介して行われることから、領収書、あと納税証明書が不要となることになっております。

あとそれから、二重納付につきましては、納付

時に既に払ったかどうかを確認する、システムで行うことはできず、市の公金になってから、収納課の原簿消し込み作業で行う際に、二重納付だと分かる仕組みになっておりますので、二重納付が確認された後で返還するという流れを、これはちょっとなかなか変えることができません。

◎8番(石山 敬委員) 最後、ホームページにも書かれていませんし、当時の予算書にも書いていないのですけれども、ポイントについて、スマートフォン決済となればポイントが通常つくわけなのですけれども、今回の納税に関してのポイント付与についてはどういったものなのでしょうか。

◎収納課長(中田 和人) スマートフォン決済アプリを使用した場合ですが、市が開始しました令和3年1月4日時点では、ペイペイが納付額の0.5%分のポイント付与がありました。ただ、令和4年3月で終了しております。

ポイントの付与につきましては、スマートフォン決済アプリや事業者の判断で付与しているものでございまして、市と契約時にポイント付与の条件ですとか、あと手数料の価格転嫁といった条件は付しておりません。

◎9番(木村 隆洋委員) 2款1項4目、決算書53ページ、ひろさきローカルベンチャー育成事業についてお伺いいたします。

本事業は三つの委託料と一つの補助金から成り立っている事業ですので、各論というか、総括的に伺いたいと思います。

まず初めに、本事業の令和3年度の事業実績と、これまでの事業実績を具体的にお伺いいたします。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) それでは、ひろさきローカルベンチャー育成事業の令和3年度の事業実績についてお答えいたします。

平成29年度の事業開始以降、ローカルベン

チャー育成事業に取り組むため、当市に移住した人材は総勢12名となっております。令和3年度は、8名のメンバーがりんご産業、それからワイン産業、教育、アートといったような分野におきまして、それぞれ起業プロジェクトを立ち上げ、地域資源を活用した新商品、あるいは新サービスの開発、それから地域課題に対応した新規事業の各種調査、実証事業等の活動に取り組んでおります。

具体的な活動実績で主なものを申し上げますと、りんご産業プロジェクトでは、弘南鉄道と連携したりんご収穫体験の実施、それからアートプロジェクトでは、弘前アーティスト・イン・レジデンスといたしまして、弘前中央駅のホーム壁面をキャンパスといたしまして、公開制作の実施、それから市内回遊型のアート展を開催するなど、多くの市民がアートに触れる機会というものを実施しております。また、大学生と共同で若者向けのシードルのペアリングメニューの開発に取り組んでいるほか、そういった起業に向けた様々な活動を展開しているといった状況になっております。

◎9番（木村 隆洋委員） 今、これまでの様々な実績を伺いました。この実績を踏まえた上で、これまでの効果というのを、市としてどういう見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） これまでの効果をどのように考えているのかという部分でございますけれども、ローカルベンチャー育成事業に取り組むために当市に移住してきた人材というのは、先ほど申し上げましたとおり12名の方が移住されております。そのうち4名の方が当市におきまして起業、定住に至っております。現在、活動を継続しているのが4名いるのですけれども、その方の今後の起業、定住といったものも見込まれている状況でございます。

実際に起業に至った具体例といたしまして、教育プロジェクトに取り組んだ方は、令和3年の4月に黒ニンニクを生産・加工・販売する農業法人を設立いたしました。新規就農に興味のある若者を自社で受け入れまして、農業経営の知識、技術といったものを身につけてもらって、将来的に独立就農を促すといった取組、それから同法人で飲食店の開業を目指す若者に対しても、様々な団体と連携しながら、併走型の支援と、コンサル業務ということも継続しているという状況です。

それから、ワインプロジェクトに取り組んだ方ですけれども、本年2月にワインショップを開業いたしました。ワイン販売のほかにワインスクール、それから試飲イベントの開催、それから自分で栽培するぶどうによるブランドワインの製造といったものを目指しながら、弘前にワイン文化を根づかせるような活動も継続していただいております。

さらには、ローカルベンチャー育成事業においてコーディネーターとして活動された方になるのですが、事業拠点のオランダという拠点がございまして、その2階にりんご箱を使ったベッドを目玉としたゲストハウス事業を開業しております。多様な方が弘前に訪れて地域と関わり、新しいチャレンジが生まれるための交流拠点にしたといった思いで起業されておりますし、関係人口を創出する事業にも継続して取り組んでいただいております。

こういったように、起業家の誕生といったものが、この事業の結果として、効果として現れておりますけれども、それ以外にも事業拠点に訪れる様々な方の交流機会が増えることによりまして、新たな人とのつながりができ、そしてまた新たな取組に発展する可能性といったものも創出されているということで、いろいろな形での波及効果が生まれているものと考えております。

◎9番(木村 隆洋委員) 今、いろいろお話を伺いました。黒ニンニクをやられている方も、非常に一生懸命やられているなとも思っております。また、先ほども話がありましたが、今年ですけれども、先月、百石町の施設の中で、2階でりんご箱を置いて、それを宿泊施設にすると。すごい、なかなか考えつかないアイデアだなとも思っております。

徐々に徐々に、なかなか一気にという感じではないですけれども、徐々に徐々に、特に若い市民の方には浸透してきているのかなと思っております。

今後、この事業を推進していく上での課題というものを市としてどのように認識しているのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) 今後の事業を推進していくための課題ということでございます。

ローカルベンチャー育成事業の任期が満了いたしましたして、そのまま当市で引き続き定住していくためには、起業後の経営というものを早期に安定させていくことが課題の一つと認識しています。そのためにも、この育成期間において、事業計画あるいは資金計画の策定支援、それから初期投資の負担軽減、顧客開拓を総合的に支援する仕組み、こういったことを充実させていくことが重要と考えておまして、ひろさきビジネス支援センター、それから金融機関などの関係機関との連携を強化しながら、やはり安心してこの地域で起業できる環境づくり、こういったものが求められていると認識しております。市といたしましても、引き続きひろさきローカルベンチャー起業事業費補助金により起業に要する経費の一部を補助するほか、市が今後実施するあらゆる事業との連携、そういった協力、それからそれぞれの事業、起業家が活動されている内容を市の移住ポータルサイトで、弘前ぐらしというのがあるのですが、そ

らで周知を図るなど、やはり起業後のフォローアップが大切だと思っておりますので、こういったことをきちんと務めるとともに、ローカルベンチャーの事業拠点、百石町にあるオランダでございますけれども、やはり市とか関係機関だけではなくて、そういった新たなチャレンジを応援する人々が集まるような、交流拠点となるような場にするように、あらゆる連携、方策というものを考えていきたいと思っております。

◎9番(木村 隆洋委員) 次にいきます。2款1項9目、決算書62ページ、市民参加型まちづくり1%システム支援補助金についてお伺いいたします。

決算説明書を拝見すると、令和3年度の交付団体が43団体と記載されています。令和3年度の申請団体数、また事業採択率がどうなっているのかお伺いいたします。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 市民参加型まちづくり1%システムについてお答えいたします。

令和3年度の申請団体数、事業の採択率につきましては、一般部門で39団体から42事業が申請されており、そのうち41事業が採択されまして、事業の採択率は97.6%となっております。スタート部門につきましては、5団体から5事業が申請されており、全事業が採択されております。

◎9番(木村 隆洋委員) 思ったよりすごく高い採択率で非常によかったなど、今聞いて思いました。一般部門で1事業が不採択になったというお話でした。その不採択になった主な理由というのはどういったものなのかお伺いいたします。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 令和3年度に申請された事業のうち1事業が不採択となっておりますが、この事業につきましては、学生団体が申請したものであります。採択の可否を審査する審査委員会での意見といたしましては、事業の



目的と内容は理解できるが、事業の成果がより地域に還元されるような工夫をしていただきたいこと、また、学生団体という特性上、事業の内容だけではなく、団体の思いや結果も後輩の学生へ継承できる仕組みづくりをしていただきたいとのことで、事業については不採択となっております。

不採択となった事業につきましては、単に不採択と決定して終わるのではなく、次につながるように審査会の中でより効果的な事業内容や方法について、審査員が様々な提案や助言を行っておりまして、この事業につきましても、令和4年度にその提案を反映した形で再度申請し、採択されております。

◎9番（木村 隆洋委員） 今、補佐にお願いしようと思ったことを全ておっしゃっていただいて、どうしても決算なので、すみません、令和4年度に採択されているのを知らなかったもので、お願いしたいのも全て言っていただいて、採択されたので、その部分はよかったと思います。特に学生なので、そこで止まらないというのが必要だと思いますので。

この令和3年度、新たに市民参加型まちづくり1%システムを充実させていく上で、説明書のほうで四つ重点的に取り組んだことが掲げられております。まちづくりフォーラムをやったりとか、広報の強化をするとか、採択の方々の事例集を作成とかとあるのですが、やはり一番注目されるのがスタート部門の新設と、2次募集からという部分だと思います。このスタート部門、4団体に交付した……5団体と言われたのですか、さっき、ごめんなさい。そのスタート部門の社会教育・文化が2件、その他2件とあるのですが、説明書では4件という形になっているのですけれども、このスタート部門で採用された方々の特徴と伺いますか、それをお伺いいたします。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） 令和3年度

から導入いたしました新規団体向けのスタート部門につきましては、補助金額を低く抑え、申請手続を簡単にするということで、初めての団体が気軽に申請しやすい制度となっております。令和3年度は、このスタート部門に五つの団体が申請し、全て採択されておりますが、団体の都合により、1事業が申請を辞退しております。

団体の特徴といたしましては、3団体が大学のサークルやゼミの団体となっております、それぞれのサークルの活動内容をより多くの市民へ周知し、理解を深めてもらうことを理由として申請し、採択されております。そのほか、津軽の伝統工芸の継承を目的とした団体や、辞退はされましたが、市内の高齢者を対象とした仲間づくりを目的としたサークルがスタート部門として採択されております。

◎9番（木村 隆洋委員） やはり、まちづくり1%システムは、できれば100%というのが理想だと思いますので、結果的には、先ほどの話だと、不採択になった団体も令和4年度には採択されているというお話でしたので、その継続性といえますか、今年度になってしまうのですけれども、また恐らく不採択の団体が出た場合には、今回みたいなフォローアップをきちんとしていただいて来年につなげるように、そこはお願いしたいと思います。

次に行きます。2款1項11目、決算書63ページ、ICT技術活用先端医療体制構築支援業務委託料についてお伺いいたします。まず、この事業に関して参加している病院、どういった病院が参加しているのかお伺いいたします。

また、具体的な事業成果について見解をお尋ねいたします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） ICTの委託料の関係でございます。本事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末におきまして、医

療用画像などのデータ共有を可能とする医療関係者間のコミュニケーションアプリであります J o i n の運用に関する実証事業でございまして、国の地方創生推進交付金を財源にしまして、令和元年度から3年間実施してきたものでございます。

そして、アプリを導入した参加病院といたしましては、令和3年度末までに弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前病院、健生病院、弘前脳卒中、リハビリテーションセンター、弘前小野病院の市内5病院に加えまして、弘前地区消防事務組合におきましても導入してございます。

次に、事業の成果といたしまして、アプリの利用状況は、症例相談など病院間の連携が令和2年1月から令和3年12月までにおきまして463件、救急搬送先の医療機関への症状伝達など救急隊での活用が令和2年8月から令和3年12月までにおきまして317件となっております。

なお、弘前大学医学部附属病院の検証によりますと、患者の病院到着から手術室の入室までに要した準備時間が、J o i n 導入前の平均123分に比べまして、その約1割に当たる13分を短縮できたという結果が得られております。

また、市内の5医療機関や救急隊を対象としたアンケートでは、高い割合で正確な患者情報の伝達やコミュニケーションの活性化に効果があったというような回答とともに、医師の負担軽減についても有効性を感じたというような結果が得られてございます。

◎9番(木村 隆洋委員) 救急の部分も13分、1割短縮ということで、やはりだんだん効果は出てきているのかなと感じております。

これまでも本事業に関して予算決算等で質疑もしてきたのですが、これから広域的な利用も市として推進していきたいというようなお話もあったかと思っております。特に救急が弘前地区消防事務組合だけではなくて、ほかのところもとなれ

ば、もっといろいろな価値が出てくるのかなとも思っておりますが、この広域的な利用についての課題という部分をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

◎企画課参事(櫻庭 智之) 広域的な利用の課題についてでございます。

津軽地域保健医療圏というような広域的な視点で見ますと、その中でもやはり弘前大学医学部附属病院が中心的な役割を担っておりまして、西北五地域保健医療圏をはじめ周辺地域からの患者の救急搬送も行われてございますが、現時点で J o i n を導入しているのが、現在は弘前市内の4病院のみとなっております。

今後、広域的な救急医療の連携をさらに強化していくためには、市内はもとより市外の医療機関でも本アプリを普及させていく必要があります。その導入に係る経費であったり、あるいはランニングコストが課題となっているところでございます。

◎9番(木村 隆洋委員) 今、弘前の4病院、現時点で4病院のみの導入というお話もありましたが、先ほど具体的な事業成果の部分でも、救急の手術への時間短縮だけでなく、コミュニケーションもしたりとか、やはり特に、例えば研修医の方とかというのは、なかなか病名の判断がつかないという中では、本アプリによって経験値のある先生方からこうではないかということを教えてもらえるということも大きいというふうに感じております。

そういう意味では、現時点では4病院のみの導入とはなっているのですが、これはやはり広げていくことによって、各病院にとっても、例えばその研修医の受入れ等とかといったことにも非常に効果があるのではないかと感じております。その点に関して、市の見解をお伺いいたします。

◎企画課参事(櫻庭 智之) アプリの導入によ

ります研修医の受入れなどに効果があるかという  
なことでございます。

アプリの導入の成果といたしまして、医療現場  
で医師の負担軽減につながっているというよう  
な、先ほど申し上げましたけれども、そういった  
アンケート結果が得られておりますが、これは若  
手医師が当直の際に自宅待機の上級医師であつたり、あるいは専門とする医師とアプリを通じて連  
携するなど、病院内での連携に使用したものでご  
ざいまして、その実績は、令和2年1月から令和  
3年12月までにおきまして111件となつてござい  
ます。そのうち86.5%の96件におきまして、待機  
している医師の呼出しが不要となつたということ  
で、医師の負担軽減が図られてございます。

現在、J o i nは、八戸地域の病院において導  
入しているほか、今年度は西北五地区の医療機関  
における試験導入など、今後、ますますJ o i n  
を活用した広域的な医療連携が期待されるところ  
でございます。市では、令和3年度から青森県に  
対しまして、病院間での連携強化に必要なI C T  
技術の導入に関する補助制度の創設など、J o i  
nの運用に関する要望を行いまして、今年度は、  
弘前圏域8市町村による広域要望に位置づけてい  
るところでございます。広域的な救急医療の連携  
体制の強化に向けまして、引き続き青森県に対し  
まして要望を行つてまいりたいと考えておりま  
す。

◎委員長（工藤 光志委員） 暫時、休憩しま  
す。

〔午後 2時51分 休憩〕

〔午後3時30分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続  
き、会議を開きます。

◎2番（竹浪 敦委員） 2款1項1目、46ペー  
ジのR P A導入支援業務について質疑させていた

だきます。

今現在、特殊勤務手当入力事務ほか2業務とあ  
りますが、具体的にこのR P Aの業務、どのよう  
な流れの業務を行っているのかお願いいたしま  
す。

◎情報システム課長（羽場 隆文） まず、R P  
A支援業務、どのような流れで業務を行っている  
のかということをお答えいたします。

当市では、令和元年度から青森県が実施しまし  
た市町村業務改革促進事業というモデル事業に選  
定されまして、市内の3業務でR P Aの試験導入  
をスタートしております。令和2年度からは市独  
自に運用を開始しまして、2年度は六つの業務、  
3年度は三つの業務を追加で導入し、これまで12  
業務の導入を行っております。

具体的な業務としましては、市民税における軽  
自動車税のシステムへの入力、それから人事課に  
おける職員から受領した勤務実績のシステムへの  
入力など、R P Aが得意としておりますシステム  
への入力作業という業務を中心に導入してきてお  
ります。

◎2番（竹浪 敦委員） 今現在、そのような業  
務を行っているということですが、今後、そのR  
P Aを使って、どのような業務に展開していくよ  
うにお考えでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 今後、どの  
ような業務に拡張していくかということですが、  
具体的な導入業務につきましては、毎年度、  
市内に希望の調査を実施しまして、税関係の  
業務のように処理件数が多いもの、それから今ま  
でR P Aというものを導入したことがない部署へ  
積極的に導入することで、市内全体の業務の効率  
化、それから職員の単純作業の負担軽減というも  
のに努めていきたいと考えております。

また、紙に書かれた文字を読み取ってデータ化  
するO C Rの技術というものがあるのですが、A

Iの技術を組み合わせることで認識の制度を向上させるAI-OCRというものを令和3年度から導入しておりますので、紙の帳票をAI-OCRでデータ化を行って、RPAによりシステムへ入力する業務を進めていくことで、さらなる業務の効率化へつなげていきたいと考えております。

◎2番（竹浪 敦委員） 決算説明書の中に、年間予測削減時間が363時間とありますが、この数字は具体的に人件費としてどのくらいの削減になるのでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 人件費の削減ということですが、令和3年度の導入業務の3業務で363時間になっております。令和元年度では3業務で881時間、2年度では6業務で226時間、合計して12業務で1,470時間のこれまでの削減効果ということを示しております。これを正職員の時間外の平均単価というもので金額に換算した場合、年間264万7470円という削減効果と試算できます。

◎2番（竹浪 敦委員） RPAの技術というのが、私的にも今までのコンピュータのシステム、VDAとかマクロとかよりもはるかに有効な技術と認識しておりますので、ぜひこれからもRPA導入のために御尽力をお願いいたします。

続きまして、同じく2款1項1目、AIの音声認識についてお尋ねいたします。

今現在、AIの文字入力を議事録の文字起こしとかに使っているようですが、この正確さをお伺いいたします。どのくらいの割合で文字を起こしているのか、お願いいたします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） AI音声認識議事録作成支援システムについて、どのくらいの認識率ということですが、令和3年度に利用しました弘前市議会定例会一般質問、それから常任委員会や市政推進会議での認識率となりますけれども、担当者の方に聞き取りした感覚的な

数字になってしまうのですが、大体六、七割程度の認識率と聞いております。

◎2番（竹浪 敦委員） こちらも、今現在、議事録の文字起こしで使っているようですが、このシステムも、今後、どのような業務に拡張していくおつもりでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 議事録以外でほかにもどう拡張していくかということですが、AI議事録というものは、音声データから自動で文字起こしをするシステムとなります。ですので、様々な会議での利用が可能と考えております。

議事録以外の利用ですが、リアルタイムでの文字起こしが可能ということですので、耳の不自由な方向けに手話通訳に合わせて文字起こしをした内容をスクリーンに出したりとか、そういうふうな手話の補完ということも考えられますので、これらについても研究を進めてまいりたいと考えております。

◎2番（竹浪 敦委員） 本当に先ほどと同じく、このコンピューター技術というのは人件費削減、効率化につながりますので、今後とも何とぞ継続をお願いいたします。

次の質疑に行きます。2款1項2目、決算書50ページの城フェス共催負担金についてです。このイベントなのですが、共催負担金ということになっていますが、市のほうでは600万円の予算を出しているようですが、これイベント全体の予算のおよそ何割を補助しているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） 城フェス事業につきましては、ざっと概略を説明いたしますと、弘前芸術舞踊実行委員会が主催し、開催していただいております。内容といたしましては、世界の第一線で活躍する選手によるダンス大会及びダンスコンテンツ、トップアスリートのパフォー

マンスや音楽ライブ、津軽を代表するアーティストや地元の学生及び子供たちのパフォーマンス等を行う複合イベントとなっております。

全体の開催の規模ということですが、金額としては1950万円となっております、そのうち市のほうで共催しまして、協定を結んで共催という形で開催いたしまして、600万円を支出しておりますので、約3分の1ぐらい、31%ということになっております。

◎2番（竹浪 敦委員） 今回、この城フェスも、コロナ禍ということもありまして、オンラインで行ったとお伺いしておりますが、実質、全国からかなり有名なダンサーとかが弘前に来てイベントを開催しているようではありますが、イベントをやった後の、イベントに関する経済効果というのは出せますでしょうか。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） まず、コロナ禍ということでありまして、令和3年度はハイブリッド開催と言いまして、全国で蔓延防止等の行動制限等がなかったものなので、弘前市に実際ダンサーたちはいらしていただいて、そして観客は全く入れないで、オンラインで配信するという形で開催させていただきました。参考までに、その前の年、令和2年度は、全くのオンライン開催で、実際、弘前にも来ていただかないで、全てオンラインで現場から、そのときは、海外のダンサーの参加もあったような取組になっております。

経済効果といたしましては、主催団体のほうの報告になるのですが、世界的に有名なダンサーの皆様のSNSのフォロワー数というのがかなりの人数になっておりまして、その方の人数プラス1回つぶやけば、一般的にそういう方に何か広告をお願いすると、お金が発生して、1つぶやき当たり1円とか2円とかというのがありらしいのですが、そういう考え方で主催者のほう

から受けた報告では、経済効果としては約6億円を超えたという報告を受けております。その中で、城フェスという名前ですので、その中で弘前というキーワードがあるものは、またその中の何割かだろうとは思っております。

◎2番（竹浪 敦委員） 続きましての質疑です。2款1項4目、54ページにありますひろさき広域婚活支援事業実行委員会負担金についてです。

先ほど竹内委員からもちよっとお話が出ましたけれども、この弘前めぐりあいサポーター、先ほど竹内委員から年代別はどのくらいなのでしょうという質疑がありましたけれども、この成婚者の地域の割合をお伺いしたいと思います。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） 令和3年度の成婚者の地域別の内訳ということでございますけれども、弘前市が7名、平川市が1名、藤崎町が1名、五所川原市が1名となっております。

◎2番（竹浪 敦委員） 成婚者は何人かいらっしゃるようですが、登録している方、成婚者以外の方、ふだん、その後、お付き合いとかをしているとかというふうな動向はどのように追っているのでしょうか。お願いいたします。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） 成婚された方以外の動向というのはどのように調査しているのかということについてお答えいたします。

センターの職員が、その会員の方にいろいろ聞き取り調査をいたしまして、把握している範囲でのお答えになりますけれども、令和3年度末で把握している交際中の会員の方は、7組14名ということでございます。それ以外にも、先ほども答弁申し上げましたけれども、お見合いを通しての連絡先を交換した件数は47件ということでございます。

◎2番（竹浪 敦委員） 自分も、今、コロナで中止していますけれども、板柳町と共同でイタニ

ティー・プロジェクトという組織をつくって婚活事業をやっているのですけれども、やはり少子化対策及び地域の活性化のためにこういう男女の出会いというのは大切だと思いますので、今後とも何とか頑張ってお願いたします。

次の質疑に行きます。2款1項4目、53ページにあります地域マネジメント人材育成。説明書の53ページにあるのですけれども、こちら、地域マネジメント人材育成プログラム構築事業という項目です。こちら、学生とかに地域のための講座をいろいろ開いているようだけれども、こういうふうに受講した学生というのは、その後、この弘前に残ったりしているものなのでしょうか。答弁をお願いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 事業に参加した学生の定着の状況ということです。こちらの事業では、市内の高校生が放課後や休日を利用して、自分たちの視点で地域の課題を学び、部活動のように取り組む高校生放課後まちづくりクラブSTEPというものがございます。こちらは、令和2年度から運営をしております、令和2年度が1期生になりますが、こちら、高校3年生2名いらっしゃったうち、2人とも地元の大学に進学してございます。2期生、令和3年度の修了者、高校3年生が5名おりましたが、4名が地元の大学等へ進学している状況です。大学への進学後、この事業において実施している大学生を地域の企業にインターンとして派遣して、企業の経営課題に挑戦するまちなかキャンパスプロジェクトのほうにも参加するなど、地域活動を継続している方もいらっしゃいます。

大学生のほうです。こちら、今お話ししましたまちなかキャンパスプロジェクトのほうは令和元年度から実施しております、これまで延べ63名の学生が参加してございます。参加した時点で、学生の学年というものが定まっておりますの

で、こちらは全ての学生の進路は把握しておりませんが、地元定着の面で成果が現れているケースがございます。令和元年度に事業に参加した県外出身の大学生が、プロジェクトをきっかけに、まちとの関わり、人とのつながりを強くして、首都圏で内定が決まっていたのですけれども、そちらを辞めて、大学院に進学して地域活動を継続している例ですとか、今春、大学を卒業した方が地元での就職が内定しておったのですけれども、1年間の採用猶予期間というものがあるというようなことで、その制度を利用して、現在、市内で地域活動を行っている事例があります。

◎2番（竹浪 敦委員） この受講した学生、このレポート的なもの、結果とか活動記録みたいなものは見ることができるのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、高校生放課後まちづくりクラブSTEPのほうは、こちらはレポートというか、成果発表会を年度末に開催してございます。令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、高校生の保護者や関係者、これまで活動に関わった方ということで、ちょっと参加者を限定しまして、旧弘前偕行社において3月に成果発表会を実施してございます。

大学生のほうのまちなかキャンパスプロジェクトの成果発表会は、令和元年度までは対面で行っていたのですけれども、こちらでも感染症の影響を受けまして、令和2年度、令和3年度とオンラインで成果発表会を実施してございます。こちらは、申込みした方が誰でも視聴できるような形になっておりまして、発表会当日参加できなかった視聴希望者については、現在、ユーチューブ等でその動画を事後配信ということで、成果を発信しているところです。

◎2番（竹浪 敦委員） では、次の質疑に行きたいと思います。2款1項8目、決算書59ページ

にある交流センター管理運営事業です。こちら、説明書56ページにあるのですが、利用者の内訳とかがありますが、まずこの交流センターの利用方法は、主にどのようなもので、どのような年代の方がいらっしゃっているのか、ざっくりとしたデータをお願いいたします。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） こちらの交流センターにおきましては、部屋の数や機能に違いがありまして、交流センターの中で一番利用者数が多いサンライフ弘前であれば、体育室やトレーニング室を有しております、町田地区ふれあいセンターであれば浴室を有しているなどあります。また、清水交流センターや宮川交流センターにおきましては、書道や囲碁、将棋、陶芸など、文化系のサークル活動が活発に行われております。体育室を有していないワークトーク弘前や三省地区交流センターは、ほかの交流センターと比べて利用者が少ない傾向が見られております。

◎2番（竹浪 敦委員） 交流センターの利用者で多いのは何でしょうかと聞こうと思ったのですが、今、ざっくり答え出ましたので、ありがとうございます。

では、次の質疑に行きたいと思えます。2款1項11目、決算書63ページにありますりんご営農サポートシステム構築業務委託に関してです。こちら、AIでいろいろやっているということなのですが、具体的にどのようなシステムになっているのかお願いいたします。

◎りんご課長（澁谷 明伸） こちらの営農サポートシステム構築事業につきましては、高品質なりんごを栽培するに当たっての摘果の技術ということを見える化しようということで取組を始めたものであります。例えば栽培指導のほうでは、4頂芽に1果とか、葉50枚に1果を仕上げ摘果でということですが、やはり新規就農者の方とかはなかなか経験がないので、そういう部分で

なかなか指導どおりの摘果が進まないということもございまして、それをスマートフォンなどを活用して見える化をしようというものでございます。

具体的には、スマートフォンで写真を撮って、そのりんごの木でこの状況であれば、何果ならせるのが適正かとか、そういうことをAIで解析して見える化するようなシステムを今現在構築しているところでございます。

◎2番（竹浪 敦委員） 現段階では、そういうデータを取ってというお話でしたけれども、このデータ収集する際の技術者というのは、どういふ方のデータを取っていらっしゃるのでしょうか。

◎りんご課長（澁谷 明伸） まず、協力いただいている生産者の皆様といたしまして、北地区の栽培技術勉強会の皆様、そして、あとはつがる弘前農協の指導部の指導員の皆様に御協力をいただいて、データの収集であったり、その解析されたデータが適正かどうかという部分の分析も協力いただいております。

◎2番（竹浪 敦委員） このデータを収集して、いざ新規就農者及びいろいろな方々に使ってもらえることになると思うのですが、実用化されるのはいつ頃になる見通しでしょうか。

◎りんご課長（澁谷 明伸） まず、令和5年度をめどに、実用化に向けて現在進めております。ただ、実用化のまずスタートといたしましては、幅広く皆さんへというよりは、まず例えばつがる弘前農協の指導員の皆様にそのアプリを導入したスマートフォンを持っていただいて、営農指導の際にまずそこを活用していただくと。その状況を見ながら、これからの普及展開については検討していきたいと考えております。

◎2番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。やはり、どうしても私はIT系のほうに目が向いてしまいますけれども、りんごの営農もいろ

いろな技術をもってどんどん発展していきたいと思しますので、これからもそういう研究、実用化を何とかお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属。

◎4番（成田 大介委員） よろしく願います。

私から、まず2款1項1目、47ページ、委託料、アンガーマネジメント研修について質疑をさせていただきます。

まず、このアンガーマネジメント研修の内容と実績、その成果というものを教えていただきたいと思います。

◎人事課長（堀川 慎一） アンガーマネジメント研修についてお答えいたします。

アンガーマネジメントとは、怒りの感情を上手にコントロールすることを言いまして、円滑な組織運営、風通しのよい職場環境づくりにつなげるため、令和2年度より課長級、課長補佐級を対象に実施しているものでございます。

講師につきましては、外部講師に依頼しておりまして、実績が豊富な日本経営協会に委託をし、実施しているものです。研修の受講者は、令和3年度は17名でございました。

研修の内容ですけれども、職場ハラスメントについての知識やハラスメントのリスクについて、怒りのメカニズムについて、自己の怒りの傾向とコントロール方法について学ぶもので、様々な場面で冷静に対処できる対応力を身につけ、スムーズな組織運営を促進するものであります。

研修の成果、効果でございますが、研修受講者からは、受講報告書を提出してもらっておりまして意見を聞いておりますけれども、受講者の全員が役に立ったと回答しておりまして、特に聞く力、そして聞く力と伝え方が参考になったということでもございました。

主な意見としては、怒りのコントロールの仕

方、相手のタイプをよく認識して対応することで、怒ることも相手を傷つけることなく一緒に仕事ができるノウハウを知ることができた、職員とのよい関係性をつくってみたい、あとは自己の中の許せる境界線を広げていきたい、自分の価値観だけに縛られていたことに気づいたといった意見がございました。受講者からは、研修で学んだことを職場内で活用したいといった声が多くありまして、様々な気づきを与え、業務に生かしているものと思っております。

◎4番（成田 大介委員） これ今、17名の参加者ということだったのですけれども、これは対象人数というか、その対象人数のところ分かれば教えていただきたいのと、これはいつから始めた研修なのか、その参加人数の推移みたいなものを教えていただきたいです。そして、さらにこのコロナ禍でどのような環境の変化が起きたのかということも教えていただければ。

◎人事課長（堀川 慎一） この研修は、令和2年度から実施してございます。令和2年度は受講者が20名、令和3年度が17名ということですよ。

そして、今回の令和3年度については、20名の定員にしてございました。それは、コロナ禍ということもありまして、リモートの研修ということもありまして、ちょっと研修人数を絞ったということがございます。

研修受講者からの評価が高い研修ですので、今後その受講者を増やしていくことも考えていきたいと思っております。

◎4番（成田 大介委員） そしてすみません、分かればいいのですけれども、課長級、課長補佐級ということで、その役職の方が対象だということでもよろしいですね。

これは、このアンガーマネジメント研修というのは、本当に世の中、今の時代、何がハラスメントの対象になるのかというのが本当に分からない



時代なので、私も若い頃は気が短かった分、今、大変気が長いほうでございまして、そんな怒りに任せるということはないのですけれども、やはり自己分析という意味でも、本当に私も受けてみたいなと思うぐらいでございまして、ぜひこれは皆さん、本当に何につながるか分からない時代ですから、本当にしっかりとこのアンガーマネジメント、怒りを抑えるという研修を受けていただいて、市民の皆さんに貢献していただきたいなと思っております。

次が2款1項4目、53ページ、これも委託料。弘前市パートナーシップ宣誓制度周知啓発について質疑いたします。

まず、内容と成果に加えて、啓発活動というのはどのようなものをしてきたか教えてください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業ということで、まず市のパートナーシップ宣誓制度の創設1周年を記念しまして、令和3年12月に旧弘前偕行社で性的マイノリティの当事者であられる自身の体験を踏まえて人権擁護のための社会啓発事業を行っている方を講師に迎えた講演会とパネルディスカッションを実施しております。こちら、平日の午後という開催だったのですけれども、高校生や大学生といった若い世代を含む幅広い年代の方、そして学校の教師、それから医師、社会福祉士など84名の方に御参加いただきました。このほか、当日来られなかった方のために講演会部分について、後日、限定で動画配信を行っております、こちらは33名が視聴されております。

参加者に行ったアンケートでは、知らないために起こる偏見をなくすためにまずは知ることが大事だと感じたですとか、一人一人が自分らしく生きていける社会のために講演会の内容を広く共有していきたいといった声が多く聞かれまして、性

的マイノリティの人たちについて理解を深めるきっかけになったものと考えております。

この講演会以外の啓発としましては、性の多様性に関するリーフレットを5,000部作成しまして、公共施設、それから市内の大学、高校、小中学校などへ配布しまして、広く周知しました。

このほかに人権の観点から、市職員を対象にした研修会、それから防災と性的マイノリティをテーマに市民向けのセミナーを開催するなど、様々な角度からテーマを捉えて、意識啓発を行っております。

◎4番（成田 大介委員） 課長、ありがとうございます。このパンフレットは本当に、私も手に取らせていただいて、さらには県外のパートナーシップ宣誓制度を目指している自治体の議員の皆さんにもうちょっと送らせていただいたりもしたのですけれども、本当にどこの自治体よりもいいパンフレットだと、かわいいし分かりやすいということで、大評判でございました。

そして、今後の動きとして、この啓発活動等々の部分で今後どういうことをやっていこうと考えていますのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 今年度の啓発としましては、性的マイノリティの人たちが安心して働ける環境の整備について理解を深めることを目的に、1月頃に事業者向けのセミナーを開催したいと考えております。また、当事者の方から直接お話を聞く機会として、市民向けセミナーも開催予定としております。そのほか、今年度から市の出前講座に「知る」から始める性の多様性というテーマで講座を設けてございまして、こちらは10月に市内の中学校で実施予定となっております。

このように継続して取組を進めていくことで、多様性について理解促進を図っていききたいと考えております。

◎4番（成田 大介委員） 質疑としてはちょっ

と最後なのですけれども、今までに宣誓したカップルの数と、やはりカップルについても、せっかく宣誓制度をつくったはいいけれどもというようなところをちょっと私も感じるどころがあって、その辺のサービス拡充という部分では、何か考えていますでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 制度創設からこれまでに宣誓した方は4組となっております。

宣誓した方が利用できるサービスとしまして、市県民税の代理申告など既存のものはございますけれども、今年の4月から弘前市犯罪被害者等支援条例が施行されました。犯罪はないに越したことはないのですけれども、万が一被害に遭った場合、犯罪にあった方やその家族が安心して暮らすことができるよう支援を行うこととしておりまして、パートナーシップ宣誓をした方がこの支援を受けられるような制度としております。

また、本年の6月から青森県や弘前市のパートナーシップ宣誓をして収入基準等の要件を満たす方は、県営住宅への入居が可能となったところで、市においても、改めてこのパートナーシップ宣誓をした方が市営住宅等に入居できるよう、条例改正や規則改正など必要な手続を進めるために、現在、関係課と調整をしております、年内の運用開始を目指しているところです。

このほかに、本年4月から県内の1金融機関がこういった方を対象にした住宅ローンの取扱いを開始するなど、民間事業者の中でも性的マイノリティの方に対する対応について広がりを見せておりますので、今後も宣誓した方の活用できるサービスが増えるように市としても取り組んでいきたいと考えております。

◎4番（成田 大介委員） カップルの数が多いとか少ないとかかではなくて、やはりその結婚に近い、それと同等の思いがあるというようなところをよく配慮していただいて、それで使いやすい

い制度、そして、同じ人間でありますから、我々の性格が一人一人違うのと何も変わらないというようなところで、使いやすい制度をこれからもしっかり進めていただきたいなと思います。ありがとうございました。

そして、最後が2款1項4目、53ページ、女性活躍のための地域中小企業技術力体感プログラムについて質疑いたします。

まず、内容と参加実績をお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） こちらは、進路選択の前段階にある中学生や高校生を対象に、特に理工系分野を中心に地域での就業イメージを持ってもらって、地域で働くことについて考える機会をつくることを目的にしております、高い技術力をもって事業展開を行う市内の企業を訪問しまして、例えば製造過程の見学ですとか事業体験、従業員の方との交流を行って、企業活動の実態を知って、地域での就業イメージの形成を図るものとなっております。

令和3年度は、食品製造業、情報技術関連業、縫製加工業など計5社に延べ28名の中高生が参加しております。

◎4番（成田 大介委員） 参加者の募集方法というものは、どのようにしていますでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 募集については、広報ひろさきや市のホームページで周知を図るとともに、チラシを作成しまして公共施設に配布したり、直接、高校や中学校に配布を行っております。参加した方がどういうことで知ったかということを知りましたら、保護者から勧められてですとか、学校の先生から勧められてということで、そういう周知の効果があったものと考えております。

◎4番（成田 大介委員） ぜひ、これは中学生、高校生が体験していくというようなことでしたので、しっかりと周知して、体験をして、大人

になっていってもらい一助になってくれればいい  
などと思います。ありがとうございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による  
質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に  
入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎6番（齋藤 豪委員） 無通告になりますと、  
前の委員の方がどんどん質疑していくので、質疑  
する項目が少なくなっていくのですけれども、ど  
きどきはらはらしながら。

決算説明書の47ページになります……。

◎委員長（工藤 光志委員） 説明書でなく、決  
算書のページを申し添えてください。

◎6番（齋藤 豪委員）（続） 決算書……すみ  
ません。では、違う質疑項目から行かせていただ  
きます。

決算書は、53ページになります。先ほど木村委  
員も質疑されておりました2款1項4目の12節、  
決算書を見ますと、ひろさきローカルベンチャー  
活動支援・コーディネート業務委託料、さらにそ  
の下に育成・活動業務委託料、さらにその下に起  
業サポート業務委託料と、これらは関連している  
と思うのですけれども、この業務委託先、さら  
には業務内容と、さらにはこの実績、効果につ  
いて一括でお願いします。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） ひろさきローカ  
ルベンチャー育成事業のお尋ねについてお答えい  
たします。

ひろさきローカルベンチャー育成事業の活動支  
援・コーディネート業務委託料、育成・活動業務  
委託料、起業サポート業務委託料の委託先は全  
て、都市部の人材によるローカルベンチャー育成  
制度を創設いたしまして、ほかの自治体とも複数  
の履行実績を有しております一般社団法人N e x  
t C o m m o n s L a bへ委託しておりま

す。

業務内容でございますけれども、まず活動支  
援・コーディネート業務委託料は、起業家の候補  
者の活動報告の取りまとめ、それから活動資金の  
管理、広報等を実施する業務を委託しているもの  
でございます。

続いて、育成・活動業務委託料でございますけ  
れども、起業家候補者が取り組む地域資源を活用  
した新商品、新サービスの開発、それから地域課  
題に対応した新規事業の各種調査や実証事業等、  
起業に向けた活動全般を委託するものでございま  
す。

それから、起業サポート業務委託料でございま  
すけれども、起業家候補者の起業・定住支援の相  
談対応、それからイベント活動補助、それから情  
報発信等、起業活動を支える活動を委託している  
ものでございます。

それから実績、効果ということで、先ほど答弁  
もいたしましたけれども、29年の事業開始以来、  
弘前に移住してきた起業候補者の方は12名おりま  
して、4名の方が当市で起業・定住ということに  
なっております。現在も活動されている方が4名  
ほどいるのですが、この方もそれぞれの起業プロ  
ジェクトの、起業ということと定住ということが  
見込まれております。

実際に起業した具体例ということで、教育プロ  
ジェクトにおける黒ニンニクの生産・加工・販売  
の農業生産法人において、新規就農者の若者の就  
農支援ですとか、それからワインプロジェクトで  
あれば、ワインショップの開業をしながら、ワイ  
ンスクールの開催、イベント、それからブランド  
ワインの製造といったものを目指しながら、弘前  
においてワイン文化を根づかせるような取組を継  
続していると。

それから、ローカルベンチャー育成事業のコー  
ディネーターとして活動された方ですけれども、

事業拠点の百石町にありますオランダのほうでりんご箱を活用したゲストハウスということで開業しています。いろいろな方がチャレンジできるような、交流拠点となるような、交流人口の創出といった事業にも取り組んでいるといったところで効果があると考えています。

引き続き、起業家の誕生のほかにも、こういった事業拠点、交流拠点が増えることによりまして、新しい人とのつながり、それから新しいチャレンジといったものが発展すると期待しているところですし、いろいろな意味で波及効果が生まれているものと考えております。

◎6番(齋藤 豪委員) 今の説明で、12名の方が来られたと。今現在、4名の方が残っておられるということで、その8名の方はどうしたのか。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) 12名のうち4名の方が既に起業・定住されておりまして、さらに4名の方が、現在、育成活動期間ということで事業のほうを進めています。ですので、8名の方が現在、4名の方が起業・定住し、残り4名の方が今、育成活動中という、起業化に向けたプロジェクトを進行中ということでございます。

◎6番(齋藤 豪委員) 説明書の中のこの金額を大まかに足していくと、360万円ぐらいになります。これは妥当な金額とお考えでしょうか。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) ひろさきローカルベンチャー育成事業は国の地域おこし協力隊の制度を活用した事業でございまして、活動費といったしまして報償費、それから起業化に係る活動費等々が設計されておりますけれども、これは国の基準の範囲の中で実施しているもので、その積算というものは妥当と考えております。

◎6番(齋藤 豪委員) では、次に移ります。同じ53ページ、2款1項4目の12節委託料で同じなのですけれども、弘前ぐらし市民編集部運営業務委託料の委託先、業務内容、実績、効果について

でお聞かせください。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) 弘前ぐらし市民ライター育成事業の市民編集部運営業務委託料の委託先、内容、実績、効果について一括でお答えいたします。

まず、委託先でございますが、ウェブサイト弘前経済新聞社の編集長を務めて、他自治体でも市民記者養成講座の実績があります工藤健氏に委託しております。

内容といたしましては、本事業は移住検討者に対しまして、当市のまちの魅力を発信する市民ライターを育成するために、記事の執筆に係る講座、それからワークショップの開催、記事の構成など、市民ライターが広報媒体に記事を投稿するまでの各種調整、それから年1回活動報告会を行っているのですけれども、その企画・運営などについて業務委託しているものでございます。

実績、効果の部分でございますけれども、昨年度、令和3年度は、新規に任命した市民ライター13名を含む20名が活動しておりまして、合計8回の育成講座を開催し、記事執筆に必要なスキルといったものを身につけながら、これまで、昨年度は合計31本の記事を移住ポータルサイト弘前ぐらしに掲載しております。津軽弁、お祭り、グルメ、観光スポット、ローカルなイベントなど、幅広いテーマを取り上げていただいたこと、それから市民ライター自身が管理している個人のSNSといったものでも効果的に発信したことによりまして、弘前ぐらしの訪問者数は、事業開始前の令和元年度が1万8989件、それがこの事業実施後の令和3年度では8万3515件ということで、約4.4倍ということまでなっております。弘前の魅力を効果的にPRできたものと考えております。

◎6番(齋藤 豪委員) 1点だけ、参考までに、その方たちが弘前の情報を発信してくれるということではよかったですか。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） 様々な、移住者目線、市民目線で弘前の魅力を弘前移住ポータルサイト弘前ぐらしで発信しているということでございます。

◎6番（齋藤 豪委員） 53ページで、2款1項4目12節です。弘前圏域移住コーディネート業務委託料について。これもまた、業務の委託先、業務内容、実績、効果についてお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 弘前圏域移住コーディネート業務委託料についてです。

委託先につきましては、総務省の地域おこし協力隊サポートデスクの相談員や弘前大学の非常勤講師を務めておられ、様々な地域実例に精通しておられる野口拓郎氏に委託をしております。

業務内容は、弘前圏域市町村の移住者受入れ態勢の構築サポート、それから移住相談、各市町村との連絡調整業務、弘前圏域全体及び各市町村個別への移住施策の提案、それから移住関連事業の企画運営などが委託の内容となっております。

実績、効果につきましては、各市町村に対するアドバイスですとか事業の提案、それから地域おこし協力隊に係る導入支援や相談対応、地域おこし協力隊の関係者情報交換会や移住セミナーの開催のほか、圏域全体の施策の提案をいただき、令和4年度の事業にそれぞれ反映させるなど、圏域内の移住受入れ態勢の充実に貢献しております。

このような取組の成果としまして、圏域内において新規で地域おこし協力隊を導入する市町村があったほか、圏域全体での令和3年度の移住者数が99名ということで、取組の成果が現れているものと考えております。

◎6番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。一定の効果が出ているものとお聞きいたしました。

次の質疑に移ります。決算書の54ページです。2款1項4目12節のふるさと納税返礼品発送等業

務委託料ということで、説明書の45ページには、令和3年度の実績、令和2年度の実績が記載されております。また、様々なコースも記載されてありまして、この令和2年度から令和3年度の実績がこのように伸びた要因、さらにはこの各コースの特色についてお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、令和2年度の寄附実績から令和3年度の寄附実績に向けては、件数で約3万件増加しまして、金額においても3億9600万円増加いたしました。この内容は、10億円を超えまして、県内でも1番の結果となっております。

その要因といたしましては、こちらで分析すると、まず寄附を申し込むためのインターネット上にあるポータルサイトというものを一つ増やしまして、あと返礼品の取扱業者をまず増やし、在庫の確保、魅力的な新規返礼品の追加なども行ったのが増加につながったと思っております。また魅力的な返礼品の増加によってリピーターも増加しておりますし、あと、全国的な傾向として、コロナによる巣籠もり需要、ふるさと納税制度の浸透も後押しとなって、このような結果になったと考えております。

続きまして、ふるさと納税で寄附する際に選んでいただくコースを7コース用意させてもらっています。決算説明書のほうに内訳のほうを書いておりますけれども、どのような事業に活用されるか御説明いたします。

まず、①の「日本一の「さくら」応援コース」は、桜の苗木の育成やソメイヨシノの病害管理方法の研究などの弘前公園さくら研究・育成事業や弘前公園の桜維持管理や樹木の育成環境の整備などの弘前公園維持管理費に、次に、②「弘前4大まつり応援コース」は、弘前さくらまつりをはじめとする四つの、季節のお祭りの関連事業の開催

に、③「弘前子ども未来応援コース」は、小学生の児童を対象とした放課後児童クラブの実施などの放課後児童健全育成事業に、④「がんばる弘前応援コース」は、弘前圏域での移住・定住を促進するための弘前圏域移住交流推進事業や中心市街地活性化推進事業に、⑤「弘前城天守がお引越し！世紀の石垣大修理～石垣普請応援コース～」は、弘前城本丸石垣の積み直しに係る実施設計業務や積み直し工事などの弘前城本丸石垣整備事業や、三の丸追手門保存修理工事などの弘前城重要文化財保存修理事業に、⑥「れんが倉庫が美術館に生まれ変わります～現代アートコレクション応援コース～」は、指定管理による弘前れんが倉庫美術館の運営維持管理業務や美術品の購入などのれんが倉庫美術館等管理運営業務に、⑦「日本の「りんご」応援コース」は、パワーアップる！マーク弘前産りんごPRキャラバンなど、県内外で弘前産りんごなどの消費拡大を図る弘前産りんご消費拡大戦略事業やりんご園等の改植支援などをはじめとするりんご生産振興対策事業に、以上、市の様々な事業に広く活用させていただき予定としております。

また、今回、⑧といたしまして、令和3年度は8月に発生いたしました豪雨災害により、弘前市が代理で寄附を受付しました災害支援代理寄附金というものを設定しましたので、これについては、被災されたむつ市、七戸町、風間浦村へ集まった寄附を送付したものでございます。

◎6番（齋藤 豪委員） 寄附金が右肩上がり伸びているというのは、これは寄附していただく方の気持ちをしっかりと受け止めて、今年度もやはり、昨年度よりもさらに上回るような努力を重ねていく必要もあるのだと思うのです。

また、せっかく寄附していただく方、各コースがありまして、各コースに応じた内容に賛同しての御寄附かと思えます。御寄附を頂いた方に弘前

市としてどのようにフィードバック、成果を報告していくか。また今後、気持ちよくまた寄附を頂けるような方向で弘前市が、寄附して頂く方に示していくかということも非常に重要かと思えます。今後とも取組をよろしく申し上げます。

◎5番（坂本 崇委員） 私のほうからは、決算書46ページ、2款1項1目12節委託料の圏域職員合同研修について。

この合同研修の目的と、令和3年度に実施した研修の内容についてお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 職員合同研修についてお答えいたします。

圏域職員合同研修は、弘前圏域定住自立圏構想連携施策に係る事業として平成24年度から実施してございます。

8市町村の圏域市町村職員が共に研修を受講することによって、職員間の交流を図り、円滑な意思疎通によってほかの連携施策における取組の推進を強化することを目的に実施しているものでございます。

令和3年度の事業内容でございます。令和3年度につきましては、研修に参加した圏域職員でグループを編成し、圏域内の連携施策で実現可能性のあるテーマを設定し、課題や解決方法などについて調査研究し提言する圏域職員政策提言事業を実施しております。こちらは、約半年にわたり、グループ内で話し合いをしていただきまして、年度末に報告会を開催しているものでございます。そのほか、ワンペーパーの資料作成研修、クレーム対応力向上研修、ハラスメント防止研修を合同研修として実施しているものでございます。

◎5番（坂本 崇委員） 今、約半年間、いろいろな市町村の方たちが集まってグループ分けをしての研修があったということでしたが、恐らく全体の参加者からのフィードバックを取っているのではないかと思うのですけれども、その参加者か

らの合同研修に参加しての反応といたしますか、感想とかがありましたらお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） フィードバックについてでございます。研修受講者からは、合同研修を通じて圏域職員のつながりができ、今後、各自治体とやり取りがしやすくなった、ほかの自治体職員と協力して何かを成し遂げる機会はありません参加してよかった、グループ等で他の自治体の話を聞いて参考になったなどの声がございます。

政策提言事業の研究においては、定期的にグループワークを行うことで、各市町村の状況を知るとともに職員間の交流が深まり、人的ネットワークが広がることで、今後の研究施策の推進にも効果的であると考えております。

◎5番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

次の質疑に参ります。同じく2款1項1目13節使用料及び賃借料、官公庁実務研修事業、民間企業派遣事業について質疑いたします。

令和3年度の官公庁及び民間企業等への研修派遣の状況についてお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 実務研修・派遣事業についてお答えいたします。

令和3年度の官公庁や民間企業等への派遣状況につきまして、官公庁等へは7名、民間企業等へは3名、合計10名の職員を配置してございます。その内訳でございますが、官公庁関係では、国土交通省観光庁、国土交通省都市局、国土交通省東北運輸局、文部科学省、弘前大学、そのほかに割愛派遣といたしまして、一旦手続上は市を退職して、出向先の身分で研修を行っている職員もいまして、農林水産省農産局、あとは青森市にあります国土交通省青森河川国道事務所へ1名ずつ派遣をしてございます。

次に民間企業ですが、JR東日本秋田支社、独立行政法人国際観光振興機構、一般社団法人地域

活性化センターへそれぞれ1名ずつ派遣してございます。

◎5番（坂本 崇委員） ただいまの答弁では、とりわけ観光関連の民間企業、あるいは官公庁の部署に派遣されている職員の方が多いのかなと思いましたが、職員派遣研修の一つの目的は、職員のスキル向上とか人的ネットワークを広げることとか様々あるかと思うのですが、とりわけ観光で派遣されている方たちが、派遣先と様々な事業展開を通して当市にいろいろな観光面で効果もたらされているのではないかなと思うのですが、そういった研修派遣に行った効果といたしますか、観光分野について結構ですので、お聞かせいただければと思います。

◎人事課長（堀川 慎一） 観光分野における研修派遣の効果でございますけれども、JR東日本秋田支社に派遣されている職員については、東北デスティネーションキャンペーンなどのJR大型観光キャンペーンにおいて観光部など、あとはクラヴィオニー津軽とかコンベンション協会などと連携しながら、弘前市に関連した特別企画を立案しているほか、JR秋田支社内でのSNS、ホームページでの津軽地方の紹介、JRのポスター制作など、津軽地方の写真素材を積極的に使用するなど、市の観光PR、観光振興に貢献しております。また、JRの社員と共に、弘前市をはじめ津軽地方の自治体との情報交換も積極的に行っておりまして、JRと自治体双方のノウハウの共有や、それぞれの強みを生かした新たな施策展開が期待できるものと考えております。

次に、国土交通省観光庁などに派遣されている職員については、国の観光施策立案業務などに携わる中で、全国の様々な事例研究、国としての対応を学んでおりまして、国の補助メニューの紹介、活用アドバイスなど、観光部の職員への支援を積極的に行っておりまして、新たな施策展開に

寄与しているところでございます。

◎5番（坂本 崇委員） もう1問、別の質疑をさせていただきます。決算書、52ページ、2款1項3目14節工事請負費、旧市民参画センター等解体事業について、解体事業の概要と、今、あの場所は更地になっていたかと思うのですが、今後、その跡地をどのように整備・活用されていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎管財課長（工藤 浩） 旧市民参画センター等解体事業についてお答えいたします。

こちらですけれども、令和3年度に元寺町にあります旧市民参画センター、それから更生保護サポートセンター、市民中央広場前公衆便所の解体工事を実施したものでございます。

旧市民参画センターなのですけれども、施設の老朽化対策として、また市民サービスの向上を図るため、令和元年7月にヒロロスクエアに移転しまして、その後は空き施設となっておりましたが、弘前公園に向かう玄関口としてまちづくりの重要な場所であることから、安全上及び景観上の観点と、あと隣接いたします、令和2年にリニューアルオープンいたしました弘前市民中央広場を補完する一時的な利用も見込んでの解体ということになってございます。

この跡地の今後の活用ということでございますけれども、現在、庁内で検討を進めているところではございますが、現段階では、まだ具体的な利活用策というのは決まっておきません。当面は、さくらまつりの際の臨時の駐車場としての利用のほか、ねぷたまつり関係での利用ですとか、あと市民中央広場でイベントを開催した際の関連での利用、あるいは公用車の臨時駐車場としての利用といったところが現在のところ見込まれております。

今後ですけれども、どのような利活用が考えられるのか、関係課と共に引き続き有効活用できる

よう検討してまいりたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎委員長（工藤 光志委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明14日、引き続き2款総務費から審査することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、明14日、引き続き2款総務費から審査することに決定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了しました。

次の予算決算常任委員会は、明14日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会します。

〔午後 4時38分 散会〕



委員長 工 藤 光 志